

平成29年3月10日

◎明神委員長 ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。（10時1分開会）

農業振興部と林業振興・環境部から、報告事項に関する資料が提出されましたので、お手元にお配りしております。

先日の議案説明について訂正がありますので、2つの課から説明を受けます。

まず、雇用労働政策課竹崎課長。

◎竹崎雇用労働政策課長 3月8日の委員会で坂本孝幸委員から御質問のありました土佐の匠につきまして、訂正をさせていただきます。

認定候補者の年齢基準のことでございますけれども、平成27年4月1日に要綱の改正を行いまして、現在35歳から65歳までに改めております。改正につきましては、現在、生涯現役社会の実現に向け、定年の廃止や65歳までの定年延長、継続雇用が進み、60歳を超えても現役で活躍することが可能な状況になっていることから改正をしております。

◎明神委員長 次に、木材産業振興課小原課長。

◎小原木材産業振興課長 昨日、木材産業振興課の当初予算議案説明の際、409ページの上から4番目の販売拡大拠点設置事業補助金の中で、設置している土佐材流通拠点の箇所数を29カ所と説明いたしましたが、正しくは21カ所の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

◎明神委員長 それでは、本日の委員会は昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

#### 〈環境共生課〉

◎明神委員長 環境共生課の説明を求めます。

◎内村環境共生課長 平成29年度一般会計当初予算につきまして御説明いたします。

資料No.②の議案説明書（当初予算）425ページをお開きください。

当課の歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

9の国庫支出金、自然環境整備交付金で、長距離自然歩道四国のみち及び国立公園の施設整備事業に充当いたします。

12繰入金でございますが、こうちふるさと寄附金基金からの繰入金は、四万十川総合対策事業に、その下の森林環境保全基金からの繰入金は、希少動物保護対策事業に充当するものでございます。

続きまして、426ページをお開きください。

14諸収入の1受託事業収入、自然公園等管理受託事業収入は、月見山こどもの森の利用に係る香南市からの受託事業収入によるものです。

また、14の林業振興・環境部収入の環境共生課収入につきましては、オフセット・クレジットの販売収入を見込んだものでございます。

15の県債の9 林業振興・環境債は、牧野植物園の本館の空調施設の設備更新に、また14災害復旧債につきましても、自然公園の県有施設等が自然災害により被災した場合の復旧債の財源となるものでございます。

続きまして、歳出について、右の説明欄のうち主なものについて説明させていただきます。

まずは、428ページをお開きください。

3のオフセット・クレジット推進事業費でございます。1つ目のオフセット・クレジット認証センター運営等委託料は、県が市町村や事業者から申請されましたプロジェクトの登録や認証、さらにはクレジットの発行などを委託するものでございます。

2つ目のオフセット・クレジット市場拡大事業委託料は、オフセット・クレジットの販売促進を図りますために、専門プロバイダー等にクレジットの販売を委託するものでございます。

次に、4 清流保全推進事業費でございますが、仁淀川と物部川、それぞれの清流保全推進協議会の運営や企業との協働の川づくりなどを進めるための経費でございます。

5 四万十川総合対策費でございます。四万十川条例に係る流域保全や流域の振興を推進する経費で、審議会の委員報酬や四万十川流域保全振興委員会の運営等の委託、四万十川財団への管理運営の補助金のほか、平成29年度は5年に1度の住民意識調査を実施することとしております。

次の429ページをごらんください。

6 希少動植物保護対策事業費のうち、レッドデータブック改訂委託料は、平成11年に作成しました野生植物のレッドデータブックの見直しを行うため、本年から3カ年間をかけた生育状況調査を実施するものでございます。

次の希少野生植物食害防止対策委託料でございます。希少野生植物をニホンジカの食害から保護するための防護ネットの設置やモニタリングの調査等を行うものでございます。

次に、外来種リスト作成委託料ですが、外来植物の防除指針や防除マニュアルを整備するための基礎調査を行うものでございます。

次に7、自然公園等施設整備事業費のうち、設計委託料は土佐清水市竜串園地の遊歩道改修の設計を委託するものです。

次の施設整備工事請負費でございますが、四国のみちや自然公園の遊歩道や看板改修工事などを行うものでございます。

8の自然公園等管理費につきましても、四国のみち、県立月見山こどもの森の管理に要する経費でございます。

一番下の9 牧野植物園管理運営費でございます。高知県立牧野植物園の管理委託料は、公益財団法人高知県牧野記念財団への管理運営委託料となっております。

次に、430ページをお開きください。

牧野植物園の磨き上げ整備に必要な予算としまして、3つ目でございますが、測量設計等委託料と事業戦略策定支援業務委託料を計上しております。その内容につきましては、補足説明資料で御説明いたします。環境共生課のインデックスがつけました補足説明資料の11ページをごらんください。

牧野植物園の磨き上げにつきましては、これまでに14名の委員により3回の検討委員会を開催いたしました。この検討委員会では、牧野植物園の魅力、価値の最大化を進め、幅広い層の多くの方が訪れる、より一層魅力にあふれた総合植物園を目指しまして、市民の誇り、シビックプライドの拠点、あと研究型植物園の機能を生かしました知の拠点と宝の人材を育成する拠点として機能を高めることとしております。

平成29年度の予算といたしまして、まずポイントの1をごらんください。開園60周年に当たります平成30年度の秋のオープンに向けて、仮称でございますが、ファミリー園と（仮称）スタディ園の整備のための造成工事に係ります測量設計委託料などを計上しております。

また、ポイントの2をごらんください。夜の植物園を定期開催するため、照明設備の設計に必要な測量設計委託料を、また県外、国外の誘客のためのプロモーションの強化といたしまして、事業戦略策定支援業務委託料、またさらに園内の四季折々の植物、各施設の見どころなどをわかりやすく伝えるための園内ガイドの養成を計上しております。

今後さらにお宝の公開やオープンラボラトリーなどの研究部門の充実などについても検討を進めまして、世界に誇れる総合植物園として整備を進めてまいります。

次に、12ページをごらんください。

県立牧野植物園磨き上げ整備の第1期構想のゾーニング図でございます。

まずは、憩いの広場となります（仮称）ファミリー園と（仮称）スタディ園の機能配置でございます。本館と展示館をつなぎます回廊を挟みまして、南側にファミリー園としまして、①ではフラワーイベントが定期開催できます多目的広場、②に自由に走り回れる憩いの広場、③に芝生広場としまして、集いの広場など、またさらに④には五台山竹林寺や50周年記念庭園、太平洋の一望できます眺望を確保できる展望広場を設置したいと思っております。

なお、これらの広場へのアクセスにつきましては、車椅子でも自力走行可能なバリアフリー勾配の遊歩道をあわせて配備する計画でございます。

なお、これらの具体的なイメージ図は、参考としまして、次の13ページに記載しておるとおりでございます。

上のゾーニング図に戻っていただきまして、回廊から北側にありますスタディ園でございますが、これまでの観賞に加えまして、葉をちぎったり、木の実を利用したりできる子

供から大人まで体験学習のできる園地としまして整備したいと考えております。これらの具体的なイメージ図は、参考としまして14ページに記載しております。5から10までの各スタディ園の中の園地配備ということでございます。

もう一度議案書の当初予算の430ページにお戻りください。

上から5番目でございますが、牧野植物園の設備等改修工事請負費でございます。これは本館の標本庫の空調設備の更新工事や50周年記念庭園のウッドデッキの改修に必要な経費でございます。

次の10豊かな環境づくり総合支援事業費補助金でございます。これはNPO等が行います地球温暖化対策の啓発、また河川の環境保全及び生物多様性の保全など、高知県環境基本計画の第4次計画の目指す活動を支援するものでございます。

次に、科目15の災害復旧費の1公園施設等災害復旧費でございますが、これは自然公園区域内の施設が台風などにより被害を受けた場合に、その復旧に必要な予備的な経費を計上しているものでございます。

以上が一般会計でございます。環境共生課の平成29年度の総額は7億5,872万6,000円となっております。前年度の当初予算額に比べまして、1億6,551万8,000円の増額となっております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

432ページをお開きください。

これは今年度以降にレッドデータブック植物編の改訂に必要な調査を効果的に進めますために、平成29年度から31年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、土地取得事業特別会計を御説明いたします。

771ページをお開きください。

まず、歳入は土地取得事業収入に係るもので、自然保護基金の運用益、財産貸付収入、繰越金でございます。

次の772ページをごらんください。

歳出の2の自然保護基金管理費は、基金によりこれまで取得しました土地の維持管理に要する経費でございます。

以上で平成29年度の当初予算の説明を終わります。

続きまして、平成29年2月補正予算について御説明いたします。

資料No.④議案説明書（補正予算）の220ページをごらんください。

歳入及び歳出につきまして、あわせて御説明いたします。

歳入の14諸収入の14林業振興・環境部収入のオフセット・クレジット販売収入と次の221ページの歳出の10林業振興環境費、3環境共生費のオフセット・クレジット推進事業費でございますが、オフセット・クレジット市場拡大委託料の販売数量の減少によりまし

て減額をお願いするものでございます。

最後に、県有財産の処分に関する議案について御説明いたします。

まず、⑥の条例その他議案説明書の9ページをお開きください。

上段の県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案説明でございます。

この議案は、高知県自然保護基金により取得しました足摺宇和海国立公園の土地につきまして、竜串野営場公園として土佐清水市が整備することにより、すぐれた自然の保護及び増進に効果があると認められますことから、土佐清水市に無償で譲渡するため、高知県自然保護基金条例第4条の第2項の規定によりまして、県議会の議決を求めるものでございます。

次に、⑤条例その他議案の62ページをお開きください。

この議案は、高知県自然保護基金に属する土地を譲渡しようとするもので、譲渡する土地は、1にございますように、土佐清水市爪白の12筆でございます。登記簿上の面積は1万1,999平方メートル、台帳価格でございますが、1億5,984万1,900円でございます。譲渡の相手側は土佐清水市でございます。

それでは、詳細につきまして補足説明資料で御説明いたします。

環境共生課のインデックスの15ページをごらんください。

図面を示しております。まず、土佐清水市の今回の土地でございますが、赤字で野営場計画地と書いた枠囲みから細い赤い線が出ておりますが、その先の太い赤い線で囲んだ枠内が野営場計画地でございます。そのうちの黄色の部分が基金により取得した土地で、青い部分は行政財産でございます。

次に、16ページをお開きください。

これは高知県自然保護基金の土地の処分に関して必要な取り扱いの基準について定めたものでございます。平成28年12月定例会に提出いたしました高知県自然保護基金条例の一部を改正します条例議案の本委員会での御審議におきまして、その必要性について御指摘をいただきましたことから、県として定めたものでございます。

では、その内容について御説明させていただきます。

まず、第1条は規定を定めます趣旨を書いております。

第2条でございます。基本的な考え方として、譲渡することが基金条例の目的に合致するとともに、それが確実に図られると認められる場合に処分できるものとしております。

第3条でございます。具体的な譲渡基準を定めておりまして、自然公園内にある道路の改良または改修のための用地として処分する場合のほか、次の基準の全てを満たす場合に限り譲渡することができるものとしております。

①でございますが、譲渡の相手方が地方公共団体またはいわゆる第三セクターであるこ

と。②でございますが、土地の用途が公園事業または生態系維持回復事業であること。③でございますが、譲渡の相手方が県の承認を得ずに他に譲渡、貸与などをしないこと。また、譲渡時に計画した事業以外に利用しないことなど、アからエまでの全てに同意していることとしております。

第4条でございます。第4条は無償譲渡の基準を規定しております。無償譲渡の場合は、実質的には補助金と言えらるる考えられますので、無償譲渡の基準には地方自治法第232条の2に規定されております地方公共団体が寄附または補助をすることができる場合と同様に、公益上必要がある場合であることが必要である考えております。この公益上の必要性について、これまでの判例等を参考に、考へすべき要素を整備して基準を定めたところでございます。

①には、無償譲渡の目的に公益性があるということで、アといたしまして、当該譲渡が第3条の譲渡の基準の要件を全て満たすものであり、イで譲渡後に執行される事業が県及び市町村の地域振興等に位置づけられており、ウとしまして、住民と連携した取り組みが行われることとなっているものを公益性があるとしております。

②には、無償譲渡により実施される事業の想定される効果、またその程度が十分であるということで、譲渡前の比較により利用者の増加や地域振興等の効果によってはかることとしております。

③は、相手方が利益を得るものではないこととしまして、譲渡の相手方が当該事業によって経費以上の経済的利益を得ないこと。譲渡の相手方が経済的利益が総経費を上回る場合には、その上回る額につきましては、公園事業または生態系維持回復事業に充当することに同意していることを定めております。

これら①、②、③全ての項目を満たす場合には、原則無償譲渡とすることとしております。

第5条には、土地の取得価格よりも低い価格で譲渡できる場合の基準を定めておりまして、時価が取得価格よりも低い場合と、無償譲渡の基準の一部を満たす場合には、事業効果や経済的利益等を総合的に勘案しまして譲渡できることとしております。

最後になりますが、第6条は譲渡後の事情変更があった場合の対応についても規定をしておるところでございます。

以上が基金の土地の処分に関する取り扱いの基準でございます。この基準に照らしまして今回の譲渡の案件についての判断をしております。

では、20ページにA3の縦表でございますが、お聞きください。この表で御説明いたします。

左のほうに書いておりますが、まず第3条の譲渡の基準でございます。これにつきましては、一番上の①の譲渡の相手方は土佐清水市でございます。

②の土地の用途でございますが、自然公園法に規定されております公園事業のキャンプ場を再整備し、利用するものでございます。

③の譲渡の相手方の同意につきましては、アからエまでの全てに同意をしていただける見込みでございます。したがって、第3条の譲渡の基準は満たしていると判断しているところでございます。

次に、第4条の無償譲渡の基準についてでございます。

まず、①の公益性のアにつきましては、第3条の譲渡の基準の全ての要件を満たしております。

イにつきましては、産業振興計画のアクションプランの竜串地域観光再生プロジェクトや市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられております。

また、ウにつきましては、従前より地区住民により土地の維持管理が行われておりまして、整備後の指定管理者制度におきましても、地区住民との連携が継続されることになっております。

次に、②の効果でございます。

まず、アにつきましては、すぐれた自然保護を行いつつ、利用の増進では、市が公園のリニューアルを行うことで現状の年間宿泊利用者約2,000人から約8,000人となりまして、約6,000人の利用増が見込まれております。

イにつきましては、枠囲みの内容のとおり、経済波及効果は約2億円とされており、整備前の約4,500万円からしますと、約1億5,500万円程度の純増が期待されております。土地の取得価格が行政財産と合わせ約2億3,300万円ですので、計画では2カ年で土地の取得額を超えます効果となっております。

ウについては、該当いたしません。

次に、③の経済的利益でございます。

アにつきまして、整備後の指定管理料といたしまして、土佐清水市では年額約1,200万円程度の市の負担が発生するとされておりまして、経済的利益を得ることにはなっておりません。

イについてでございますが、同意していただける見込みでございます。

最後になりますが、④の総合評価でございます。①の公益性、②の効果、③の経済的利益までの全てを満たしている場合には、無償譲渡するものとしておりますので、今回の案件は全てを満たしておりますことから、土佐清水市に対しまして無償で譲渡しようとするものでございます。

なお、先ほどの図面でお示ししました野営場計画地の行政財産につきましても、この基準の考え方によりまして、無償譲渡することを考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎武石委員 最後に説明いただきました条例について、条例そのものについては、私どもは異議はありません。清水のあのエリアを地域振興のために大いに活用していただけたらいいと思うんですけれど、ただその内規の部分で気になるのは、無償譲渡をするという前提に立ってですよね、経済的利益を上げたいか、それから取得価格、あるいは時価を上回る効果がないとかんとかありますけれど、考え方はわかるんですけれどね、厳しすぎるんじゃないかなという気がします。経済的效果も、今の最後の説明でわかったけれど、2年間で上回るということでしたけれど、内規そのものには何年でとか、いつの時点でそれを上回るかというのも書かれていないし、非常に曖昧なところも残っているんで、僕は余り内規で厳しくすることはないんじゃないか。つまり、無償譲渡するのがいいと思うんですよ、地域活性化のためにやるんやから。余り条件をつけ過ぎないほうがいいんじゃないかと思うし、経済的效果はむしろ上げて構わんと思うんですよ。それを地域のために還元するんですからね。この場合、譲渡先というのは土佐清水市になるわけですから、大いに市民のために還元できるような利益をここで上げるのも、私はいいことだと思うんですけれども、そのあたりについて課長、御所見いかがですか。

◎内村環境共生課長 無償譲渡ということで、公益性の部分が重要であるという観点から内規を定めたところでございます。経済的に利益が上がるということになりますと、有償譲渡というところに行くものと考えておりました、第5条のほうで無償譲渡したときの条件がクリアされる場合の事情変更というところも書かさせておりました、どうしても利益が上がる場合には、公園事業または生態系維持回復事業に充当していただきという形をお願いしたいと考えております。

◎武石委員 いろんな事情があると思いますけれども、この土地の利活用の手かせ足かせにこの内規が余りならんように、弾力的な運用をしていただきたいと思いますので、要望です。

◎吉良委員 この公益性の中で地区住民に委託するとありますよね。今土佐清水市が対象にしている地区住民というのは、法人格を持ったものなのか、どういう方々を今念頭に置いているのか、あるいは条例上の地区住民というのは、特定、個人なのか。

◎内村環境共生課長 現在、土佐清水市の竜串地区につきましては、平成11年から県が市と協定を結びまして、契約で無償で維持管理を行っておるところでございます。市の委託管理の中で竜串地区の地区長さんを経由しまして、地区住民の方に清掃作業をお願いしております。委員のおっしゃいますとおり、法人格とまでは考えておりませんで、地区住民の方々と近隣する方々たちが一緒に連携して盛り上げていくといった形を考えております。

◎吉良委員 曖昧なんだな。これは今は地域の自治組織、自治会だとか町内会ということになっているんですか。



◎内村環境共生課長 はい、そうでございます。

◎吉良委員 どういうふうにして、その地区住民という概念を統一的なものにするのか、何か曖昧なんで、市が認めれば、ああこの人とこの人と、要するに仲間内だけでよね、恣意的に委託することもあり得るんじゃないかと思うんですけども、そこら辺に対する懸念があるんですけど、そこについてはどうお考えです。

◎内村環境共生課長 そこはまた市にも明確にさせていただいて、近隣の地区住民もしくはそれにかかわりますいろんな自然保護団体等もいらっしゃると思いますので、皆さん方で連携するようにぜひお願いしたいと思います。

◎吉良委員 町内会でよくもめるのよね。お互いが、俺がやりたかったとかよね、何かそういう争い事を起こす可能性があるんじゃないかと思えますけれども、そこはどうなんですか。町内会組織だとか、何かのものがないとよね、市が勝手にあいつらに頼んでいるんだというようなことになりかねんと思えますけれども、どうでしょう。

◎内村環境共生課長 1番は、地区の住民組織であります町内会の方たちを巻き込んだ形のものでぜひお願いしたいと思えますので、そこは市町村へぜひ協力・連携していくという部分については、整理をお願いしたいと思えます。

◎田中委員 今回、無償譲渡について内規を定めていただいて、私も武石委員がおっしゃられたように、無償譲渡についてはいいと思うんですけども、今、譲渡する際にいろんなことで効果があるようなことを定めているじゃないですか。今後ですよ、第6条にあるように、譲渡後、もし何かがあるときには、県から改善を求められているんですけど、定期的に1年なら1回、譲渡先から県に対して報告があるとか、そういった状況の仕組みはあるんですか。

◎内村環境共生課長 正式には、譲渡契約を結びまして、この基準、内規も一緒に同意をいただきまして契約することになりますが、その契約条項の中で県が年度年度報告を求められることができるということを書き込みまして、毎年市から報告を上げていただく。その中で利用客の状況とか、地域のこの施設への総経費の設備の状況とかといったものがわかるようにしたいと考えております。

◎西森委員 これは要望ですけども、牧野植物園の磨き上げ整備事業、これ本会議でも坂本茂雄委員でしたか、歴史資料館の障害者の視点に立った整備という話がありましたけれども、私もこの資料館に関しては、同じような声を聞いているんですね。障害者にとって使い勝手がどうなんだろうかという、そういう人たちからの声を聞いていまして、今回、先ほどの説明の中で遊歩道なんかはバリアフリーに対応した整備をしていくという話をされましたけれども、いろんな細かいところの整備においても、障害者の視点に立った、またそういう障害者の団体の皆さんだとか、そういう方の声を聞いていただいて、障害者の目線に立った整備を進めていただきたいということ、要請させていただきたいと

思います。

◎内村環境共生課長 今検討委員会の14名の中には、高齢・福祉の専門の委員さんが入っております。その方の意見、あと子育て世代の方の意見も含めまして、若干今バリアフリーの勾配がきついところがございます、隅々まで回れないという御指摘もありましたもので、それも含めましてバリアフリー勾配がたしか8%以内というのがございますので、ぜひ今期その整備も含めて障害者目線で利用できるように努めてまいります。

◎西森委員 そういった勾配も含めて、あと細かい表示だとか、そういう細かい部分を含めてぜひ障害者の目線に立った整備をお願いいたします。

◎坂本（茂）委員 関連ですけれども。今もうおっしゃられたとおりですが、障害種別によってその障害になるところが違いますので、身体だけを着目したら、そういう車椅子だとかになったりするわけですけれども、表示ということでは、視覚障害だとか、そういうことがありますので、障害種別ごとに意見が聞ける。この間の答弁の中で、本当は地域福祉部なんか含めて、全体トータルで見れるようなシステムをつくったらどうかという話を私はしたんですけれども、それはそれぞれ建設を所管する部局でやるのかどうかというようなことも考えたいと言っていましたけれども、そこは早い段階でやらないと、実は、歴史博物館は完成の1カ月ぐらい前に見てくれと言われて指摘したら、それが間に合わんわけですね。一部直ったところもあるんですけれども、本当に手戻りがあつたりしますので、ぜひ事前にきちんとそういう人に優しい施設になるようお願いしたいと思います。

◎坂本（孝）委員 ファミリー園とかスタディ園、ことしの当初予算で1億円ぐらい組んでちゃんと整備して、観光振興とか教育への貢献がしっかりとできる体制ができつつあるわけですけれど、そこら辺はしっかりとやっていただきたいと思うんですが、私以前から心配というか、気になることがあるんですね。それはことしも5億4,000万円ぐらいの管理費を組んでやっておるわけですけれども、その中で研究とかという部分がどれぐらい使われているのか、それで産業振興へ貢献するような研究成果とか、情報が社会へ出るのが少ないんじゃないかという気がしています。そこら辺をもう少ししっかりとやっていただくということ。それから、特に中山間地域で薬用植物とか有用な植物、栽培できるものがあれば、中山間も変わってくるわけですので、そこら辺をやっていただきたいということなんです。そのためには牧野にはいろんな植物があります、こういう薬用植物を使っただけませんか、製薬会社とか、化粧品会社、こういうところへ連絡をとりながら、環境共生課でもやってもらいたいし、牧野でもやってもらいたい。そういう具体的な研究成果を外に出す努力ですね、これをもう少しやってほしいと思うんですが、そこら辺はどうお考えですか。

◎内村環境共生課長 委員の御指摘のとおり、研究部門についてはなかなか産業振興に直

結する成果がまだあらわれていないのが現実でございます。今まで培ってまいりましたいろいろな研究成果も数多くございますので、今期の磨き上げ整備の中でこの研究活動の見える化に着目しまして、研究室の中もラボラトリーをオープン化ということで、外部からも見える形で製薬会社の方とか、研究員、あと非常に昨年度の園内ガイドの中で人気がございました生薬の標本等もございますが、これも全く見せておりませんでした。ここを見られた方は、非常にいいという御意見もいただいておりますので、そういったものも見えるようにしながら、地域産業にも貢献していきとうございますし、29年度はミャンマー、ソロモンの5,000ぐらいの標本もございますし、いろんな方たちに見てもらおうそういった成果活動をオープンにしていこうということで、委員の言われたような研究成果を見せるというところに今後シフトしながら進めてまいりたいと考えております。

◎坂本（孝）委員 製薬会社と化粧品会社に見てもらって、こういうものが高知県でつくれますよというものを地域へ出してもらおうということですね。ことしまだ具体的な日時が決まっていないですけど、DHCという化粧品会社が高知に来てくれて話もするようになっていきますけれど、そういうときにそんなもんも見てもらって、中山間で新しい産業としてどう取り組まれていくとか、そこも牧野植物園の協力ですよ、それをぜひお願いしたいと思いますので、これは要請ということでお願いします。

◎西森委員 関連で、研究成果ということですけども、これは最終的にどういうところを目指しているんですかね。研究して薬まで持っていくとか、そういうところまで考えておられるのかどうかお聞かせ願いたい。

◎内村環境共生課長 現在、牧野植物園ではホソバオケラ、シャクヤク、あと有用樹種が幾つかございます。小林製薬と昨年度協定しましたので、その中で生薬にかわる部分、有用植物で化粧品とか食品とかございますので、そちらのほうにも利用できないか今研究を進めておりますので、研究成果が出て、それを使った植物を県内で栽培しながら、それを利用していくというのがまず第1点と、もう一つは商品開発ができれば、牧野植物園と企業とのロイヤリティーを結びながら、県にも貢献する形というのができないかということで進めております。

◎西森委員 薬まで持っていくとなったら、相当なもう何万分の1とか何十万分の1という、そういう確率なんですよね、実際のところですね。だから、本当にそういうロイヤリティーを結ぶとかということまで、なかなか難しい部分があるんじゃないかという気はしているんですよね。そこまで行ければ、大変なことですけども、そこまで行くのは、本当に金塊を掘り当てるみたいな話で、そんなところまで行けるんだろうかと。そういうところを目指してその研究のための予算をずうっとつぎ込んでいく、何十万分の1とかという確率を目指してつぎ込んでいくということは、果たして本当にいいのだろうかという、そんな思いを持ったりしております。これは意見として言わせていただきます。

◎坂本（茂）委員 補正の関係でオフセット・クレジット市場拡大事業委託料333万7,000円の減額ですが、これ予算の4分の3ほど減額していると、この事業は営業販売に必要な経費を定額で支払うという委託料かと思うんですが、定額で支払っていたものを減額させる。さっき言われた販売数量が減少したということなんですか、その仕組みを教えてくださいませんか。

◎内村環境共生課長 オフセット・クレジットの市場拡大委託料につきましては、県が今1万9,000トンぐらいのクレジットを持っておりますので、これをノウハウを持った専門プロバイダーにお願いして売っていただくということになっております。今現在3,000円の手数料で、消費税を入れますと、若干上がりますが、その部分を相手方と契約をされるトン数に合わせてお支払いするというものでございます。ですから、条件が折り合いつつ、今までにだめになったという部分もございまして、非常に難しい面もございまして。当初では1,350トンほどお願いしておりました、どうも東日本大震災のほうのクレジットが使われておるという状況もございまして、なかなか実績が上がらなくて、今回の減額になっております。

◎坂本（茂）委員 そしたら、2011年以降は高知での実績が上がらない状況が続いているということなんですか。

◎内村環境共生課長 東日本大震災までは、最高に販売したときは1,000トンぐらいPRできておりました。震災以降、急激に下がりました、下がった原因が東日本大震災の復興地域のクレジットで応援しようという形にシフトしておりますので、今五、六年たっても、若干影響しておるということで、28年度につきましては400トンぐらい、昨年度より80トンぐらい多くなっておりますが、頑張っているという状況でございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈環境対策課〉

◎明神委員長 次に、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 ②の当初予算議案説明書の433ページをお願いいたします。

歳入でございます。8 使用料及び手数料の8 林業振興環境使用料でございます。こちらのほうは、環境省と高知市が環境研究センター内に大気測定データ収集用のパソコンを設置しておりますので、それに係ります庁舎の目的外使用料などを計上しております。

その2行下の9 林業振興環境手数料は、当課が行っております産業廃棄物の収集運搬や処分業などの許可手数料を計上しております。

次に、9 国庫支出金の9 林業振興環境費補助金は、市町村などが行います一般廃棄物処理施設の整備に係ります指導監督交付金として国から交付されるものでございます。

3 委託金の8 林業振興環境費委託金は、国が梶原町に設置をしております酸性雨測定局の管理業務などを国からの委託を受けて行うための経費でございます。

次のページ、434ページをお願いいたします。

14諸収入のうち、3過年度収入は、ドラム缶に入った状態で不法投棄をされておりました酸性の強い廃油、硫酸ピッチを行政代執行により撤去した費用に係る弁償金でございます。

次の14林業振興・環境部収入は、高知市棧橋通にございます環境研究センターと公益財団法人高知県総合保健協会とが区分所有しております合同施設におきまして、環境研究センターが庁舎管理者といたしまして、光熱水費などの管理費を一括して支払っているために、総合保健協会の光熱水費を諸収入として受け入れるものでございます。

なお、次の県債の9林業振興環境債は、本年度まで石綿健康被害救済基金へ拠出する出捐金の財源として起債を計上しておりましたが、出捐期間が終了しましたので、出捐に係る予算は計上しておりません。

次の435ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出のうち、主なものを右の説明欄に沿って御説明します。

10林業振興環境費の4環境対策費です。2廃棄物処理対策事業費は、廃棄物の適正処理や災害廃棄物対応などに要する経費です。

2つ目の廃棄物緊急処理委託料は、市町村や関係機関などと連携して行います不法投棄された廃棄物の撤去に要する経費でございます。

3つ目の産業廃棄物適正処理啓発事業委託料は、排出事業者や処理業者などを対象とする適正処理啓発講習会の開催費用でございます。

次の産業廃棄物管理票集計業務委託料は、産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストの状況報告書のチェック及び集計を行う経費でございます。

次の436ページをお願いします。

一番上の災害廃棄物処理対策事業委託料は、災害発生後初動期におきます災害廃棄物処理業務を担当する県職員の行動内容を明らかにする指標として活用できる行動マニュアル、アクションカードを作成するとともに、市町村職員の行動指標として本年度策定をしております行動マニュアルを活用した初動訓練の実施や県内における災害廃棄物の広域処理体制の構築に向けた検討などを行うための経費です。

2つ下の候補地調査委託料でございます。本年度に策定をしております高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想案では、候補地の選定に当たってコンサルタントの専門的な知識、技術力を活用して期間短縮を図るとともに、有識者などを構成メンバーとする委員会により候補地の絞り込みを行うこととする。最終決定は地元合意を図った上で県が行うこととするとしております。この候補地の絞り込みを行うっていくために開催する委員会の運営補助や委員会資料の作成、調査対象地の抽出作業や絞り込みのための調査などを行う業務などをコンサルタントに委託するための経費でございます。

ます。

その3つ下の放置自動車適正処理推進事業費補助金は、平成13年に施行されました高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例に基づき、市町村が行いました放置自動車の処理に要する経費に対して助成を行うものでございます。

次の不法投棄原状回復支援金返納金は、平成14年3月に発見されました旧本川村におけます硫酸ピッチの不法投棄の撤去に要した経費約1,800万円余りのうち、4分の3に相当する1,300万円余りを公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団からの支援を受けたものでございました。この経費は不法投棄の行為者に求償しておりまして、昨年度に納付されました額のうち、財団から支援を受けた4分の3に相当する額を返納するものでございます。

次の事務費には、清潔で美しい高知県をつくる条例に基づく美化活動を行う事業など、環境美化推進事業費が含まれておりまして、ボランティア参加の方々の傷害保険料、清掃用具や啓発用のポスター作成、ごみ処分費用などに支出をしておるところでございます。

次の3環境研究センター費は、環境研究センターの清掃等庁舎の維持管理、保有をしております測定機器の保守管理や大気環境移動測定などで、環境保全上必要な測定や調査研究、技術指導を行うための管理運営経費でございます。

次の4環境保全事業費は、環境保全の推進を総合的に図るため、環境審議会水環境部会や公害審査会の開催、水質汚濁防止法や大気汚染防止法などの環境法令に基づきます環境監視や事業場の監視などを行う経費でございます。

437ページをお願いいたします。

上から4つ目の公共用水域水質調査委託料から3つ下の道路交通騒音調査委託料までは、環境法令に基づきましてモニタリング調査を民間の分析機関に委託する経費でございます。

次の酸性雨測定機器保守点検等委託料は、歳入で御説明させていただきましたように、環境省の委託を受けて酸性雨測定局で使用しております測定機器の定期点検などを行うための経費でございます。

次のダイオキシン類濃度測定調査委託料は、法令に基づきます常時監視といたしまして、ダイオキシン類の一般環境中での現況を把握するため、大気、水質、底質、土壌の調査を民間分析機関に委託する経費でございます。

その下の事務費には、監視測定機器整備費といたしまして、大気環境測定局や環境研究センターで使用いたします測定機器の購入、大気環境測定車及び卓上電子顕微鏡のリースに要する経費など、5,600万円余りを計上してございます。

次の5ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理基金出えん金は、PCB廃棄物を処理する際、負担能力の小さい中小企業者の負担を軽減し、早期処理を促すため、処理費用に対し

て助成を行いますポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理基金への出捐金でございます。

以上、環境対策課の平成29年度当初予算の総額は4億6,556万7,000円、前年度予算額と比べまして金額で3,473万2,000円の減となっております。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

④の補正予算議案説明書の222ページ、環境対策課をお願いいたします。

歳出でございます。10林業振興環境費の4環境対策費の右の説明欄をお願いいたします。

1 廃棄物処理対策事業費のマスタープラン策定委託料は、入札残による減額でございます。

2 エコサイクルセンター支援事業費は、日高村への地域振興対策交付金のうち、日高村営住宅新築工事に係る交付額が1,267万8,000円増額となることによるものでございます。

3 環境保全事業費は、いずれも入札残による減額でございます。

こうしたことから、環境対策課の補正予算額は633万5,000円の増額でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西森委員 最終処分場の候補地選定事業費のことで教えていただければと思いますけれども、候補地を抽出、選定するための調査費ということなんですけれども、具体的にどんな調査になるのか。

◎萩野環境対策課長 今回マスタープランでも設置しましたような有識者などによります検討委員会の中でさまざまな条件を設定していただきまして、住民の皆様には十分安心してもらえる選び方をしたと言っておいただくことができる科学的な方法により選定してもらおうことを考えてございます。

◎西森委員 その調査というのは、どんな調査なのか、2,100万円余りの予算を組んでいきますので、これは調査会社、コンサルへ委託してということなんですけれども、どういう内容の調査なのか。

◎萩野環境対策課長 具体的には、先ほど御説明しました検討委員会の中で条件設定をしていただくことになるわけでございますけれども、例えば法的な規制ですとか、あるいは土地の状況、津波浸水区域かどうかとか、活断層がどうかとか、そういったいろんな条件を絞り込んで、何段階かにわたりまして絞り込んでいただくプロセスを考えてございます。

◎西森委員 そうすると、場所を決めてということでもなしに、その場所の当然選定とかあるわけですから、いろんな調査をしながら決めていくということですね。それは地元の合意まで行うということなんですかね、その調査は。

◎萩野環境対策課長 最終的には、地元の合意をいただかないと、場所決定ということには至らないと考えてございます。

◎西森委員 時間がそんなになんないと思うんです。たしか、29年度中ですから、来年の3月までに決定をしていくということですので、それで地元の合意まで持っていくことが本当にできるんだろうかと思えますけれども、そのあたりのスケジュール感も含めてどういう見解をされておりますか。

◎萩野環境対策課長 そういった地元の合意まで持っていくということ、今年度には決定しておく必要があるということですので、相当スケジュール的には厳しいものにはなるかと思えますけれども、短縮できるところは何とか短縮をして、そのスケジュールに沿って選定できるように一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

◎西森委員 待ったなしの状況がありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

◎坂本（孝）委員 本川村の硫酸ピッチ問題について、不法投棄の問題があるわけですが、これ10万6,000円、財団が支援していると、これが4分の3ということですが、あとの4分の1というのはどこが負担するがですか。

◎萩野環境対策課長 県で負担をしたものでございます。

◎坂本（孝）委員 県は4分の3の負担じゃないでしょう。

◎萩野環境対策課長 4分の3は公益財団法人の産業廃棄物処理事業振興財団で負担をしていただいたものでございます。

◎坂本（孝）委員 そしたら、県は4分の1の負担ということですね。それと、その行為者ですよ、ピッチを捨てた人物からの損害ということね、回収の見通しは29年度はどんなもんですか。

◎萩野環境対策課長 行為者は6名おまして、1名は既に死亡しているという状況でございまして、残りの行為者に対しましては、連絡をとりながら求償しているところでございますけれども、なかなか収入が上がっていないという状況もございまして、回収の状況は厳しいところでございまして、年間で大体十数万円ぐらいしか回収できていないような状況ではございます。

◎坂本（孝）委員 その残っている5名というのは、仕事は全然しないわけですか。

◎萩野環境対策課長 仕事をしているということではございますけれども、生活のお金ということで、それに上乗せしての返済は厳しい状況であると聞いております。

◎坂本（孝）委員 そしたら、一円ももらっていないという状況ですか。

◎萩野環境対策課長 大体年度ごとに十数万円程度ですけれども、回収は行っているという状況でございます。

◎坂本（孝）委員 これで何年ぐらいかかるがですか。

◎萩野環境対策課長 平成14年度にこういった代執行ということでやりましたので、それから毎年これまでに14年間、求償してきているわけでございますが、そうした金額ぐらい



しか年度ごとに回収できていない状況でございます。

◎坂本（孝）委員 残りは、あともう何年ぐらいかかるがですか。

◎萩野環境対策課長 引き続き行為者に対しましては、返還といたしますか、返納していただくことを求めてまいりたいと思いますが、ちょっと何年間かというのは、今までの状況を見ると厳しいところではありますけれども、引き続き求償はやっていきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部の議案を終わります。

続いて、議員提出議案について審議を行いたいと思います。

議発第1号高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案について、提出者の代表として久保副委員長に説明を求めます。

◎久保副委員長 議発第1号高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案につきまして、提案者を代表いたしまして提案理由を御説明いたします。

本県は森林面積が県土の約84%を占め、全国有数の森林県となっております。私たちはこの豊かな森林から県土の保全や水源の涵養など、多くの恩恵を受けてまいりました。さらに、近年におきましては、森林には地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収源としての役割が、また木質バイオマスには再生可能なクリーンエネルギーとしての役割が期待をされております。しかしながら、県内の森林の多くは資源としての成熟度を増し、経済的な価値の発揮が期待される時期に来ておりますものの、木材価格の長期低迷など、林業を取り巻く状況は厳しさを増しており、森林管理は停滞し、森林の有する多面的機能の低下や災害の発生が懸念される状況となっております。そのため、本県では森林の保全と中山間地域の活性化等図るため、さまざまな取り組みを進めてまいりましたが、さらに本県の豊富な森林資源を良質材から低質材まで余すことなく活用することにより、県産木材の経済的価値を高め、県産木材の生産、加工、流通及び需要の拡大とによる経済活動の発展を実現し、ひいては森林の長期のサイクルに合わせた持続可能な好循環の流れを実現していかなければなりません。このような状況を踏まえ、県土を保全し、森林の自然的、経済的恩恵を後世に継承していくとともに、林業関係者や行政はもとより、県民が一体となって県産木材の供給及び利用を促進するために、この条例議案を提案することといたしました。

条例の概要ですが、本条例は第1章の総則から第4章の雑則までの全4章となっております。

第1章の総則には、条例の目的、定義、基本理念、関係者の責務、役割を規定しております。

次に、第2章の県産木材の供給及び利用の促進に関する計画には、施策の実施のもとと

なる基本計画について規定をしております。

また、第3章の県産木材に関する施策には、供給の促進のための施策、利用の促進のための施策、県産木材の好循環のための施策などを規定しております。

そのうち県産木材の供給の促進のための具体的な施策としては、木材の生産コスト圧縮や生産性向上のための基盤の整備や森林施業の集約化など、生産の拡大のための施策について規定をいたしました。

あわせて、加工・流通体制の整備などについても規定をいたしました。

また、県産木材の利用の促進のための具体的な施策としては、建築物やCLT、木質バイオマス発電などへの利用、国内外への販路の拡大、さらには県産木材利用推進月間や表彰制度などの取り組みについて規定をいたしました。

さらに、県産木材の好循環のための具体的な施策としては、流通等の情報の提供や木育の推進、産業間の連携体制の整備などについて規定いたしました。

第4章の雑則には、財政上の措置や施策の実施状況の公表について規定をいたしました。

最後になりましたが、県産木材の供給及び利用の促進に向けた施策を条例上の施策として初めて規定したこの条例の制定が契機となり、全ての関係者の理解と連携のもと、県産木材の経済的価値の向上が図られ、林業、木材産業の持続的な発展と森林の次世代への継承が実現し、本県経済の活性化や循環型社会の形成に寄与することを願っております。

◎明神委員長 この条例案につきまして、執行部より参考意見がありましたらお願いします。

◎上岡林業環境政策課長 それでは、執行部からの意見を申し上げます。

条例議案では、森林の整備や加工・流通体制の整備などによる県産木材の供給の促進、そして公共土木施設等での率先利用やCLTへの加工、エネルギー源としての有効利用などによる県産木材の利用の促進を図るなど、川上から川下までの総合的な取り組みを進めるものとなっており、県が進めます産業振興計画の林業分野での取り組みの方向性を導いていただく条例でありまして、今後の県の取り組みを推進する上での大きなよりどころとなるものであると考えております。

また、県の責務や県民、林業事業者、木材産業事業者などの役割が明示されており、官民協働で県を挙げて林業・木材産業の振興に取り組んでいこうとする動きが活発化していくものと思われ、県民参加を促すという観点からも、大変有意義な条例であると考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎武石委員 この議員提案によるこういう趣旨の条例ができたわけで、県民の役割とか林業事業者の役割とかという中で、県は責務というところで、なかなか心得ておるわけなん

ですけれど、今課長の御説明でこの条例をよりどころにして、さらに一層産業振興計画を加速すると、こういう決意が出ましたので、我々もそれを重く受けとめて取り組んでいきたいと思いますが、この条例が、もし成立すると、成立したことによって、県民に対する啓発活動といえますか、その辺がポイントになると思うんですけれどね、県産材を使おうよという県民を具体的にどう醸成するおつもりなのかという、この1点だけお聞かせいただきたい。

◎上岡林業環境政策課長 まず、この条例が制定されましたら、条例の内容につきまして、県民の皆様によく周知することが大変必要だと考えております。具体的な方法といたしましては、当然県のホームページに掲載をさせていただくということと、あと県ではいろんな広報紙を出しておりますので、そういったものも活用していきます。また、今回県民の方以外、当然関係事業者の方にも周知をしていくこととなりますので、いろんな関係団体がございますので、そちらには文書で今回の条例につきましてお知らせをしていきたいと。それと、関係する団体の方にも、傘下の会員団体が結構ありますので、そちらのほうへも団体を通じて周知をしていただくということをお願いしたいと思っています。

◎武石委員 わかりました。最後にしますが、いろんなメディアを使って啓発、広報活動をするという御所見をいただきましたが、やはり目に見えて進むためには、県産材を使ったら補助金が使えとかという、金銭面でのインセンティブというの、有効に機能、現在もしていると思うんですよね。そういう意味でそういうメリットの出し方も、推進加速するときには大事なことかと思うんですけれど、議員提案条例の難しいところは、県に対して財政措置をとというのは、予算編成権の介入になってくるんで、努力することみたいな書きぶりしかできないんですけれど、それが今回の議員提案条例になっているわけなんですけれど、この書きぶりは、その加速するために補助金のようなインセンティブをさらに何か創設をするとかそういった点について、今現段階で、まだ条例も成立していないですから、どうやってやるんだということまで言いませんけれど、ぜひそういった面でも御配慮、御検討いただきたいという思いを込めて、私はこの条例に賛成したいと思っています。これは意見です。

◎坂本（茂）委員 提案者にお伺いしますが、同様の条例は全国でどれぐらい制定されていますか。

◎久保副委員長 間伐の条例みたいなのはありますけれども、こういう川上から川中、川下までというのは、私の知っている範囲では余りないのではないかと、執行部どうですかね。

◎上岡林業環境政策課長 木材利用の促進という点に関しましては、全国的でいきますと4県ほどございます。具体例で言いますと、徳島県、茨城県、秋田県、富山県。高知県の場合は全国的には早い取り組みだと考えております。

◎久保副委員長 それは利用よね。

◎上岡林業環境政策課長 利用です。

◎久保副委員長 こういうふうには川上から川中、川下まで全部通したというのは、聞いた範囲ではなかったんじゃないかと思うけれど。

◎上岡林業環境政策課長 先ほど委員が言われましたように、木材の利用ということを重点に置いた条例が先ほど言いました4県で制定をされております。今回の高知県のように川上から川下まで総合的な取り組みということでは、全国的にも珍しいと考えています。

◎坂本（茂）委員 14条に県の建築物等における県産材の利用というのは、これはもう我々もずっとこの間言ってきて、それなりにあれしているわけですがけれども、成立したときに、14条を受けて、数値目標みたいなものとか、例えば県有、県の建築物を建設する場合には、目安だとか、指標だとか、そういうものを具体的に定めていくということになるんでしょうか。

◎上岡林業環境政策課長 現在、県で県産材利用推進方針をつくっております。その中で原則的に低層のもので耐火といって、火の建築基準法で木造がちょっと難しい部分以外のものにつきましては、基本原則木造にするということを決めています。それができないものについても、できるだけ木を使っていく、木質化していく、内装を木にしていくという方針をつくっていますので、基本的にそういう方針に沿ったものをより積極的に強めていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 この条例ができたことによって、その指針が変わることはない。もっと踏み込んだものになっていくとか、そんなことはないですか。

◎上岡林業環境政策課長 まだそこまでの議論まで行っていないんですけども、できるだけこういう趣旨に沿って広く皆さんに使っていただくような取り組みは積極的に進めていきたいと思っています。

◎吉良委員 趣旨には非常に賛同するものですがけれども、今回本会議でも米田議員が質問したように、そもそも外材の輸入を含めて、資源である日本の森林資源ですね、使えなくなったような原因を含めて、今後も輸入の問題などは、2国間協議だとか出てくるんですね。そこら辺のそもそものその原因についてどういう認識を持っているのかということと、それから今後政府に対する取り組みも重要になってくると思うんですね。この本県の森林資源をしっかりと活用させていく、そこら辺についての御見解をお聞かせいただきたい。

◎久保副委員長 確かにおっしゃるような、輸入のところが高知県において山が厳しいところになってきたという発端であることは間違いありませんけれども、ただこれにつきましては時代の流れとともにいたし方ないところも一方ではあるやに思います。そういうことから、これからも本県のことだけではなくて、日本全国でこのような要は森林を生

かして、また水源の涵養ですとか、いろいろなところにもつながっていきます。もちろん、山村の経済のところもありますし、そういう意味では政府に対しても、なるべく川上から川中、川下まで生産を効率よくして、そして利用もしていきましょうということは、時を得ながら政府にも言っていく必要があるかと思えます。

◎吉良委員 条例にはなかなか明記しづらいということもあろうかと思えますけれども、CLTを含めて今後随分と国の流れによって影響を受けるということで、それについては議会も一致して、この条例の趣旨を生かして対応していけるように要請をしたいと思えます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

### 《報告事項》

◎明神委員長 続いて、林業振興・環境部から4件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

まず、第3期産業振興計画（林業分野）の平成29年度改定のポイント等について、林業環境政策課上岡課長の説明を受けます。

◎上岡林業環境政策課長 それでは、第3期産業振興計画（林業分野）の平成29年度の改定ポイント等につきまして御説明をいたします。

資料（報告事項）の1ページ、林業分野の展開イメージをごらんください。

林業分野では、構築した川上から川下までの仕組みを生かして、森の資源を余すことなく活用することを基本的な考えといたしまして、資料左上の柱の1、原木のさらなる拡大から資料中央下の柱5、担い手の育成・確保までの5つの柱立ての戦略に沿って取り組みを行っております。

各戦略の柱の主な取り組みにつきましては、枠内に記載しております。その中で青字の部分が来年度事業内容を拡充する取り組み、赤字で記載しているのが新たな取り組みとなっております。本日はこれら新規と拡充の取り組みにつきまして御説明をいたします。

まず、柱1、原木のさらなる拡大についてです。施業地の集約化に必要な森林所有者などの森林情報について、その精度の向上を図るとともに、県の森林GISの機能を拡充いたしまして、市町村との情報共有を可能とすることにより、市町村が林業事業体に森林情報を効果的に効率的に提供できるよう取り組んでまいります。

また、これまで森の工場にだけ認めていた高性能林業機械のレンタルや改良に対する補助を県内全域に拡大するほか、林道整備を促進するための協議会等を設置し、地元市町村や林業事業体の方などと協議を進めてまいります。

このほか、森林組合の生産工程改善による生産性の向上への支援につきましては、本年度実施しております6つの森林組合に、来年度は新たに6組合を加えた計12組合に対しまして支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、柱の2、加工体制の強化では、これまで施設整備への助成といったハード事業を中心に進めてまいりましたが、今後は事業体における人材の育成や事業戦略づくり、付加価値の高い製品づくりへの支援といったソフト事業につきましても取り組んでまいります。

次に、柱の3、流通・販売体制の確立ですが、高知県木材協会に委託しまして、県内事業者が県外で行う販売活動をサポートするとともに、CLTにつきましては、台湾等への輸出を見据え、日本CLT協会に委託し、市場調査のほか、輸送コストの分析、現地のモデル施設での活用を検討してまいります。

また、土佐材流通促進協議会を主体として、輸出主要製品の試作やサンプル出荷、海外見本市への共同出展などを支援することにより、土佐材の輸出拡大に向けて取り組んでまいります。

次に、柱の4、木材需要の拡大です。本県におきまして開発されましたシングルウッドパネルやA型トラスなど、新たな木質建材の普及拡大を図るため、来年度こうした木質建材を活用したモデル建築物の整備を支援してまいります。

また、CLTにつきましては、CLT首長連合と連携いたしまして、公共施設への率先利用に向けて取り組んでまいります。

次に、柱の5、担い手の育成確保です。林業学校につきましては、平成30年4月の専攻課程の開設に向けて校舎の整備やカリキュラムの作成などに取り組んでまいります。

また、労働力確保支援センターと連携いたしまして、都市部の就業希望者の掘り起こしを進めるために、定期的な相談会を実施するほか、U・Iターン希望者や県内の新卒予定者を対象にいたしまして、高知県の林業について詳しく知ることができるフォレストスクールを新たに開催いたします。こうした川上から川下までの一体的な取り組みをさらに進め、その成果を拡大再生産の好循環につなげることにより、林業・木材産業の振興を図ってまいります。

次の2ページ目には、林業分野の体系といたしまして、5つの柱立ての戦略ごとに方向性、目標、取り組み方針、主な取り組み内容を記載しております。

また、3ページ目をごらんいただきたいんですが、こちらの資料は本年1月に開催いたしました産業振興計画フォローアップ委員会の林業部会におきまして、計画の進捗状況や改定ポイントに対する委員の皆様方からいただきました意見の概要をまとめております。

1の第3期産業振興計画の取り組みに対する評価では、今年度の進捗状況につきましては、おおむね計画どおりに進捗しているとの評価をいただいております。

主な意見といたしましては、増産に向けてネックとなっているものが何かを分析して次年度に生かしてほしいといった意見や、生産性を向上させるには、林道、作業道等の基盤整備を進めることが必要との意見をいただいております。

2の今後の取り組みの方向性につきましては、さきに御説明いたしました平成29年度の改定のポイントについて、原案どおり了承をいただいております。

委員の皆様からの御意見といたしましては、原木生産の拡大に関して、2つ目のぼつにありますように、路網の整備について投資額を抑える点からも、既設の森林作業道をトラック道に格上げするなどの取り組みが大事といった意見や、輸出の促進については、相手国側が各県がどう関与しているかを見て選別する時代となっていることから、海外の市場調査だけでなく、国内の他県の取り組みも把握することも重要といった意見をいただいております。

このほか木材需要の拡大や人材育成につきましても、貴重な御意見をいただいております。

今回いただきました御意見を踏まえまして、今後、林業・木材産業のさらなる振興に向けて取り組んでまいります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎武石委員 CLTについてですけど、県産材を大量にどんと売る、使ってもらうためには、有効な手段だと期待をしています。ただ一方で、懸念するのは、国内でも大手の設計会社だとか建築会社なんかから、余りCLT待望論みたいなのが聞こえてこないのが非常に懸念をしています。その理由としては、コストが高いとか、ヨーロッパなんかの気候風土と日本の気候風土が合うのかと、ヨーロッパのような使い方をそのまま日本に持ってきて、それは使えないだろうというような専門家の見方、例えて言うと、具体的にそれはどういうことだと聞くと、日本は風通しもよくないといかんし、日照も部屋へ入れないかん、こんなことで開口部をつくらないかん。開口部をつくるということは、CLTのパネルをつくっても、それをあけるのであれば、捨てるところが多くなる。それがまたコスト高につながるとかという気候風土に合わせたつくり方をすることの難しさと、それによるコストアップがネックになっておるという話をよく聞くんですけども、それを解消せんと、なかなかCLTというのはどんどん普及していかないし、公共事業が木を使わないかんという責務のもとに使うんだったらわかるけれど、民需が伸びていく要素がなかなか見えてこないのを私は懸念しているんですね。パネルの大型工場ができて、出口はどこにあるんやという気がするんですけど。確かに東京オリンピックを目指して、あれを広告塔にというのはいいと思うんですけど、その後の民需までこのCLTパネルは目指していくというこの御所見を、ここで改めて担当課長からでもいいですけど、お聞かせいただきたいと思います。

◎小原木材産業振興課長 委員御指摘のとおり、CLTにつきましては、まだ新しい部材でございますので、いろんな課題を抱えながら今進めているところです。現在いろいろ新しい建物の中でモデル建築物といって一定走った中で、その中から課題を見つけながら解

決するというのを繰り返している段階です。コストにつきましては、やはり一定そういうモデル建築物をまず走らせておいて、公共建築物中心になりますけれども、そこを走らせておいた中で、1つは量を確保しながら、パネルのコストダウンをしていくという部分と、それと建てる中でやはりノウハウとかを蓄積しながら、建築の設計施工の部分のコストダウンを図っていくと、そういうのをしていけないといかんと考えています。そういうことをする中でコストダウンをやっていく方向だと考えております。ただ、民需を広げていくには、一番のところでコストの部分が非常に大きいと思いますので、本議会でも質問ございましたが、需要者のニーズがまだまだきれいに確実にとり切れていない部分もあると答弁していますので、施主さんに当たる人、設計者に当たる人からの御意見も聞きながら、多角的な御意見をいただきながら、施主さんとしてのメリットみたいなものをしっかり伝えながら、情報発信していきながら、CLTの普及促進に努めていきたいと考えております。

**◎坂本（茂）委員** 担い手の育成確保のところで、いつもこの産業振興計画の特に林業分野で言わせていただくのは、ここの一番下に林業事業体における就労環境の改善とありますが、この就労環境の中には安全面だとかいろいろあるだろうと思うんですけども、収入部分ですね、林業労働者が年収をどれぐらい確保できるのか、そこに一定のものが見えてこんとなかなか養成して人材としては育っても、雇用にそれがつながるのかというところで、なかなかそこにつながっていない部分もあるのではないかなと思いますので、去年の年度初めのときも言わせてもろうたのは、そこがもう少し見えるような形のものがこの林業分野の中で示せたらと思うんですけど、そこら辺はどんなになりゆうでしょうか。

**◎塚本森づくり推進課長** 担い手の分につきましては、労働条件といいますか、特に収入の面での確保というところかと思っております。確かに委員の御指摘がございましたように、林業分野の平均の収入につきましては、ほかの産業の平均と比べまして若干低いというのが現状でございます。ここの部分を上げていくには、原木の生産でございますとか、そういう部分で生産を上げるとか、高性能林業機械、それから路網の整備、そういうようなところに、全体的なところにつながってくるところでございますので、そのような面と連携をしながら、担い手の育成も進めていくことで図ってまいりたいと思います。なかなか収入にすぐに直結するということではございませんが、そういう地道なところを施策として頑張っていくのが非常に重要でございますので、そういうような面と連携しながらやっていくというところでございます。

あと労働条件につきましては、特に労働安全が非常に重要でございます。林業部門につきましては、ほかの産業と比べまして非常に労災の確率が高いということもございますので、その分につきましては、関係団体もございますので、そのようなところと連携しながら、安全教育についても力を入れてまいりたいと考えております。



◎坂本（茂）委員 ぜひそのところも大事な視点として持ってやっていただきたいと思  
います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、森林環境税に関する県民アンケート及び地域座談会等について、林業環境政策課  
上岡課長の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 それでは、森林環境税に関する県民アンケート及び地域座談会  
等につきまして概要を御報告させていただきます。

資料（報告事項）の4ページをお開きください。

資料の1、今後の森林環境税のあり方の検討にございますように、森林環境税の第3期  
目の課税期間が平成29年度末で終了、満了となりますことから、県民の皆様が森林環境税  
に対する関心や御意見を把握し、その結果を今後の森林環境税のあり方を検討する際の基  
礎資料とするため、本年度その下の2にありますように、県民アンケートや地域座談会な  
どを実施いたしました。

具体的には、2の①の県民世論調査の中で森林環境税に関する質問といたしまして、森  
林の持つ公益的機能の低下についての認知度や、森林環境税を活用した各種事業の今後の  
取り組みに対する意識、森林環境税の課税期間の延長に対する賛否について調査をいたし  
ました。

②の地域座談会は、県内6カ所で開催いたしまして、総勢143名の方に意見交換やワー  
クショップを行っていただきました。そのほか、シンポジウムや企業を対象としましたア  
ンケートなどを実施しております。これらの調査結果を下の3の県民アンケート結果に記  
載をしております。

まず、1つ目の丸の森林の公益的機能低下についての認知度ですが、県民世論調査を初  
めいずれの調査でも高い割合となっております。

次に、2つ目の丸の森林環境税を活用した各種事業の今後の取り組みに対する意識で  
は、今後も継続または充実すべきと考える事業について、当てはまるもの全て丸をつけて  
いただくという形でお聞きをしております。表には継続または充実したほうがよいと答え  
た割合が高い順に上位3つまでの事業を記載しております。

世論調査では、森林整備への支援が73.4%と最も高く、次いで公共的施設等への木材利  
用、森林環境学習の順になっております。

座談会やシンポジウムなどにおいても、森林整備への支援が高い割合となっております。  
そのほかの事業といたしましては、森林環境学習への支援、公共的施設等への木材利  
用、鹿被害対策への支援が高い割合となっております。

次の丸の森林環境税課税期間の延長に対する賛否では、賛成とどちらかといえば賛成を  
合わせた賛成意見は、県民世論調査では74.4%、企業アンケートでは71.1%、ほかの調査

ではさらに高い割合となっております。

5 ページをお願いいたします。

4 の地域座談会及びシンポジウムにおける主な意見です。

プログラムにありますように、座談会では地域で活躍されている方6名程度に県民代表として意見発表をしていただき、その後3つのテーマに分かれてワークショップを行っております。

県民代表の主な意見といたしまして、地域や団体に偏ることなく、間伐など有効な活用を推進してほしい。森林保全には作業道が大変重要であり、その開設や維持管理を支援してほしい。広葉樹の植樹を行って山を守ってほしい。鹿食害の対策を継続する必要があるといった意見や森林環境税の取り組みをPRすることが大事であるとか、子供のころから自然に触れる森林環境教育が重要である。木のおもちゃなど、木のよさに触れ、木を活用してもらえよう取り組んでほしいといった意見がございました。

次のワークショップにおきましても、同様な意見をいただいております。

6 ページをお願いいたします。

シンポジウムにおきましても、先ほどの座談会と同様、間伐の推進や広葉樹の植樹、木に触れ、木のよさを体験することが大事などといった意見がありましたほか、こうち山の日を通じて森林に対する関心をもっと持ってもらえるような取り組みが必要との意見もいただいております。

このほか森林環境税のこれからの活用に関する意見といたしまして、資料の下から5つのぽつに記載しておりますように、針広混交林化を目指し、皆伐跡地などには土地の状況に応じて広葉樹の植樹を進めてほしい。自然と人の暮らしを近づけるために、里山林の整備を進めてほしい。幼稚園などでの木育を進めるとともに、木育の実践を支援できる人材の育成が必要である。また、森林環境税について、県民に対するPRが一番大事で、県民の理解を広げ、積極的に森林環境保全活動に参加してもらえるよう取り組むことが課題であるなどといった意見がございました。

以上が座談会とシンポジウムでの主な意見となっております。

今回のアンケート結果や地域座談会などでいただきました御意見を踏まえまして、来年度、庁内の関係課と今後の森林環境税のあり方について検討を行いまして、その状況を本委員会において御報告し、御意見をいただきながら、今後のあり方の検討を進めていきたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 企業が回答率も非常に低いし、賛成意見も若干低いのかなという感じがするんですけども、この2,000社はどんな形で選んだ。

◎上岡林業環境政策課長 県内で法人県民税を納付していただいている企業のリストから

無作為抽出して2,000社を選んでおります。

◎坂本（茂）委員 そのアンケート調査では、特に特徴的な記載とか、自由記載欄はあったんですか。

◎上岡林業環境政策課長 自由記載欄もございます。その中でいただいた意見といいますと、企業様も森林整備への支援というのが一番高いという状況になっております。また、税額につきましてアンケートもとっておるんですが、その中では県民と同額という意見が3割程度、それから法人の規模に応じて負担をふやしてもいいんじゃないかというのが4割程度ということで、拮抗している状況です。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、高知県地球温暖化対策実行計画の改定について、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 それでは、資料（報告事項）の7ページ、新エネルギー推進課の赤いインデックスのページをお開きください。

高知県地球温暖化対策実行計画の改定でございます。

現行計画の概要を申し上げますと、法律に基づく計画で、目標としては、本県から排出される温室効果ガスを2020年度に1990年度比で31%削減を掲げております。計画期間は2011年から2020年度、今年度は10年計画の6年目に当たります。

削減実績としましては、2013年度段階では1990年度比マイナス4.7%と、下の表にありますように、徐々に減っていったものが近年は増加傾向にあるという状況でございます。

今回、現行計画の計画期間中ではありますが、本年度改定を行おうとした理由として、主に3つの理由がございます。

7ページの下の方の2の（1）を見ていただきますと、2011年3月の福島第一原子力発電所事故の影響によりまして、原子力発電所が全て停止して、かわりに火力発電の割合が増加しております。これによりまして、電気の使用に係るCO<sub>2</sub>の排出量が大幅に増加し、なかなか目標達成が困難な状況となっております。

参考までに、四国電力の排出係数の変化を見ていただきますと、下のほうで2010年度から2013年度になりますと、倍以上の排出係数となっております。

次に、8ページをごらんください。

2番目の理由でございます。（2）新たな国際的枠組みの採択ということで、気候変動枠組条約に加盟する196カ国全てが協調して温室効果ガスの削減に取り組む枠組みとしまして、2015年にパリ協定が採択されております。パリ協定においては、産業革命以降の世界の気温上昇を2度より十分下方に抑えるほか、1.5度C未満に抑える努力を追及するとされております。現在既に1度近くの温度は上昇していると言われております。

それから、3番目の理由としまして、国もこれに書いております新計画を策定しております。2030年度の温室効果ガス排出レベルを2013年度比で26%削減することを目標とする約束草案というものを提出しております。それから、新たに2つの計画としまして、地球温暖化対策計画と気候変動の影響への適応計画という計画を新たに策定しております。こうした背景を受けまして、今回改定をさせていただきたいと思っているところであります。

4番目の改定計画の概要のほうをごらんください。

基準年は国の地球温暖化対策計画に合わせまして、2013年度に変更したいと考えております。計画期間につきましても、国の計画に合わせまして2030年度までに変更、現行計画は残り4年間ありますが、これに10年足して14年計画とすることを考えております。

9ページをごらんください。

計画の構成は現行計画とほぼ同じ構成になりますが、新たな章としまして、気候変動への適応という章を新たに設けることを予定しております。

次に、10ページをごらんください。

温室効果ガスの削減目標です。主に3つの考え方がございます。

①現状趨勢での2030年度の削減見込みを推計しております。

それから、②としまして、温暖化対策の施策の強化・充実による効果を上乘せしております。

3つ目としましては、森林吸収量による効果を上乘せということになっています。

2番のほうに削減目標というのを図であらわしたものになりますが、①の排出量は基準年比でマイナス0.02%程度になると推計しております。

②につきましては、マイナス9.3%、それから③につきましては、マイナス6.8%というふうに推計しております。

合計を下のほうに書いておりますが、①プラス②プラス③で約16%という形にしております。これを高知県の2030年度の削減目標として16%削減ということを考えております。

なお、電気のCO<sub>2</sub>の排出係数を固定ベースと書いておりますが、上のほうを見ていただきまして、1の中に米印がございます1番目のほうをごらんいただきたいと思っております。県の施策による電気のCO<sub>2</sub>排出係数の改善の余地が少ないこととか、県民、事業者等による排出削減の効果を排出係数の変動に影響を受けることなく評価するために、県の削減目標の設定に当たっては、この排出係数を基準年の係数で固定して目標を今考えているところでございます。

なお、このページの一番下のほうの米印を見ていただきたいんですが、国のほうの目標では2030年度の電源構成が実現した場合の電気のCO<sub>2</sub>排出係数が0.37を用いて削減目標を算定しております。参考に書いていますように、国の削減目標は26%削減となってい

ますが、同じ算定方法でこの16%の今度は排出係数が変動した場合を想定しますと、県の目標は約30%となって、国よりは若干低いというか、高い目標を置いている形になっています。

それから、11ページをごらんください。

スケジュールとしましては、これまで改定委員会という学識経験者等から成る委員会を組織しまして、第4回まで開催をしております。本日までパブリックコメントを行ってございまして、今後、今月24日に第5回の改定委員会でパブリックコメント等の意見を反映した案をお示ししまして、3月末には新計画の策定とすることを予定しております。

それと、新たな対策等を若干中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

12ページのA3の表をごらんください。右から2列目の下のほう、すぐ上から下2番目に気候変動の影響への適応というのがございます。二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を削減するだけではなく、気温上昇による気候変動にも対応する対策、これを適応策と言うんですが、こういう適応策も今回新たに盛り込んでおります。

具体例としましては、その下の本県における主な適応策に書いておりますように、例えば農業分野でありますと、水稻の高い温度にも耐えられるような耐性品種の育成と導入に向けた現地適応性の検討、栽培技術の確立だとか、その下の自然生態系でありますと、外来種の防除対策の推進と、こういった形の適応策を今回盛り込んでおります。

それから、すぐ右横に移りまして、部門別の取り組み等というのがございますが、これは現行計画とほぼ同じではございますが、新たなものとしまして、下から2つ目の低炭素型のまちづくりというのを上げております。都市機能の集約化や都市の緑化、トンネル照明のLED化のような交通インフラ等の低炭素化を図る。それから、CO<sub>2</sub>の排出の抑制につながる木材の利用を進めていくと、こういう項目を新たな対策とみて、さらなる具体策につきましては、そのすぐ右横のほうで示させていただいております。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想案について、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 環境対策課でございます。報告事項、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想案について御説明させていただきます。

昨年12月の県議会定例会の本委員会の報告事項といたしまして、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会からの報告及び県の基本構想案につきまして御説明させていただいたところでございます。

本年1月12日から2月10日までの30日間、この基本構想案に対しまして、パブリックコ

メントを実施いたしました。実施に当たりましては、本委員会でいただきました御意見を踏まえまして、さまざまな方法によりパブリックコメントを実施する旨を周知いたしました。具体的に申し上げますと、県のホームページに掲載、本庁舎を初め県内7カ所の県の機関での配布用資料の備え置き、パブリックコメントの実施をお知らせする記事をさんSUN高知1月号へ掲載、県政記者室への情報提供、テレビ、ラジオでの読み上げ広報、高知新聞への広告掲載、市町村などへのメール送信などを行ったところでございます。

パブリックコメントの手続によります意見の応募はございませんでしたが、本委員会でいただきました御意見を基本構想案の内容に反映させていただきまして、基本構想案の内容を一部修正いたしましたので、御説明させていただきます。

お手元の報告事項、環境対策課の赤いインデックスがございました13ページをごらんください。

昨年12月定例会の本委員会で御説明させていただきました高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想案からの修正内容をお示ししております。

災害廃棄物への対応検討につきましての記載が必要であるとの御指摘をいただきましたので、災害廃棄物の受け入れは新たな施設の規模に考慮しないとするものの、大規模な災害が発生したときの災害廃棄物の受け入れについては、その時点での新たな施設の残余容量等も考慮した上で、総合的に判断することとする。なお、具体的な処理方法については、平成27年6月に設置しました南海トラフ巨大地震の発生に伴う災害廃棄物処理検討会において検討することとしていることを追加記載させていただきました。

1ページおめくりいただきまして、右肩に参考資料と書かれました資料は、これまでに御説明してまいりました県内に新たな管理型最終処分場を整備する必要があること。新たな施設は公共関与の手法により整備を進めていくこと。埋立期間は20年間とし、埋立容量は17万立方メートルから23万立方メートルまでの範囲とすること。施設の構造は現行と同じく屋根つきの被覆型とし、処理水を放流しないものとする。候補地の選定に当たっては、コンサルタントの専門的な知識、技術力を活用するとともに、有識者などを構成メンバーとする委員会により候補地を絞り込み、最終決定は地元合意を図った上で県が行うことなどの考え方を示しました高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想案に、この修正内容を反映いたしました修正版でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部を終わります。

暫時の間休憩とします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時55分～13時0分)

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

《水産振興部》

◎明神委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎谷脇水産振興部長 水産振興部の平成29年度当初予算及び平成28年度2月補正予算について総括説明をいたします。

まず、平成29年度の当初予算について御説明いたします。

お手元の青いインデックスの水産振興部とついております議案補足説明資料の1ページをお願いいたします。

水産振興部、平成29年度の予算のポイントの上段の表をごらんください。平成29年度の水産振興部の一般会計の予算総額は、42億2,443万9,000円で、前年度に比べまして2億7,117万7,000円、率にして6%の減となっております。この中で公共事業予算は前年度に比べて5億6,000万円余り、率にして25.5%の減となっております。

また、産業振興計画の産業成長戦略関係予算は6億4,700万円余り、率にして53.2%の減となっておりますが、これは公共事業、この要因は土佐湾沖に設置しております黒潮牧場の更新が28年度には2基ありましたが、29年度には更新がありませんので、大幅な減少となったものでございます。

続きまして、水産振興部の主要な取り組みについて説明いたします。

2ページの産業成長戦略の全体像、カラーのページでございます。

施策全体の考え方としては、生産から加工、流通に至る一貫した取り組みを進め、好循環を生み出し、拡大再生産につなげることにより、上段にありますように、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現を図ろうとするものでございます。

第3期計画の1年目の本年度をベースに取り組みの強化を図ろうとするものでございます。

主な新規、拡充ポイントを御説明いたします。

まず、上段の生産の部分、左側の戦略の柱①漁業生産の構造改革では、(1)効率的な沿岸漁業生産体制の転換として、一番上の新規漁業就業者等の設備投資支援についてでございますが、昨年度、国の補正予算でスタートいたしました漁船リース事業を活用して、代船の取得を促進するために、県でも上乗せ補助を昨年9月補正で予算化して支援をし

ており、これを継続して行いたいと考えております。

一番下の法人等の生産現場への参入促進は、28年度は定置網の遊休漁場での復活・新規参入を支援したところですが、29年度は新たに養殖業への参入も支援したいと考えております。

(2)の日本一の種苗生産中間育成拠点の形成では、1つ目の人工種苗の取り組みですが、クロマグロにつきましては、本年度で一定種苗生産の技術が確立したことから、29年度からは受精卵の採卵や中間育成を委託するなどにより、人工種苗生産の事業化への支援を行うものでございます。

(3)の新規漁場の開拓は、先ほどの法人等の参入促進と同じ内容で、養殖業への民間事業者の新規参入を支援するものでございます。

次に、図で右に行きまして、戦略の柱(2)担い手の育成・確保につきまして、漁村での幅広いライフスタイルや仕事の状況などをパッケージ化して県外の皆様に提案していくことで、専業希望者だけではなく、兼業希望者、さらにはその家族の方々にも本県に来ていただき、漁村での多様な担い手を確保していきたいと考えております。

その下の戦略の柱③市場対応力のある産地加工体制の確立では、宿毛市に民間企業が輸出を視野に入れた養殖業の産地加工への参入への意欲を示しておりまして、大規模な加工施設や冷凍保管施設の整備が計画をされております。その実現に向け、支援制度を創設することで、養殖業の生産や流通販売の強化、また雇用の場の確保など、地域への大きな波及効果を生み出していきたいと考えております。

その左、柱の4でございます流通販売の強化では、一番上の高知家の魚応援の店との取引拡大に向けて、産振計画最終年の31年度末には登録店舗数を1,000店舗という目標を掲げて取り組みを進めております。29年度もさらなる登録店舗の拡大と取引の拡大を図っていききたいと考えております。

一番左の戦略の柱⑤活力のある漁村づくり、高齢者や女性の活躍の場づくりでは、投石による近場の漁場づくりを行いたいと考えております。

また、交流人口の拡大では、漁村でのさまざまな仕事の創出につなげようということで、昨年9月補正から始めた遊漁振興について既に取り組みを始めた者への支援の継続、あるいは新たな取り組みの掘り起こしを行っていききたいと考えています。

さらに、浦ノ内湾のアサリ資源の回復に向けた取り組みを進め、潮干狩りの復活によって交流人口の拡大も図っていききたいと考えています。

以上が平成29年度の重点施策の概要でございます。

続きまして、2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の資料④議案説明資料(補正予算)の223ページの水産振興部補正予算総括表をお願いいたします。



2月補正予算では、総額で8,735万8,000円の減額をお願いしています。主な要因は、漁業管理課の取り締まり船の点検に要する経費が見込みを下回ったことによるものです。

それから、繰越明許費につきましては、該当しますのは漁業振興課と漁港漁場課の2課となっております。

なお、平成28年度の各種審議会の審議経過等に関する資料を別紙でお配りしております。1月には産業振興計画のフォローアップ委員会の水産業部会を開催しまして、産業振興計画のこれまでの取り組み状況等と来年度に向けた改定のポイント等について御報告し、御議論をいただいたものでございます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては各担当課長から説明をさせていただきます。

それから1点、資料は準備をしておりませんが、組織改正について御説明をさせていただきたいと思っております。

来年度、29年度は平成30年度に県内で開催されます第38回全国豊かな海づくり大会に向けて準備の体制を強化するために、水産政策課の中に豊かな海づくり大会推進室を設置することとしています。大会が円滑に開催されますよう、成功に向けて体制を強化し、準備を行っていきたいと考えております。

◎明神委員長 続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈水産政策課〉

◎明神委員長 まず、水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 水産政策課の平成29年度当初予算と28年度の補正予算について御説明をいたします。

資料No.2の当初予算議案説明書の439ページをお願いいたします。

まず、一般会計当初予算でございます。

水産政策課は29年度当初予算額2億8,187万8,000円で、対前年比135.8%、額にいたしまして7,423万8,000円の増となっております。

増加の主なものは、先ほど部長の説明にもありました大会開催の前年度となります全国豊かな海づくり大会に関連いたしまして、人員の増と開催準備に係る経費の増でございます。

440ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。上から3段目の水産振興費補助金でございます。右端の説明欄にございます経営対策事業推進費補助金は、人権啓発事業に関する国の補助金でございます。

次に、一番下の水産振興部収入は、高知県漁業信用基金協会への出捐金の協会からの返納金249万9,000円や高知県信用漁業協同組合連合会、いわゆる信漁連でございますが、こ

ちらへの出資金の配当金12万円など270万5,000円で、歳入の合計は281万5,000円となっております。

次に、歳出でございます。441ページをお願いいたします。

右端の説明欄をごらんください。

まず、1の人件費でございます。こちらは部長、副部長及び当課の職員、合計17名分の給与でございます。

次の2水産政策総務費は、漁業基本対策審議会委員報酬や部の総合的な企画調整、課の運営に要する事務費などを計上しております。

その下の3水産業協同組合検査指導費は、水産業協同組合法に基づく漁協の検査や漁協運営の指導などに要する経費でございます。来年度は本所、支所、合わせまして22カ所の検査を予定しております。

次の4漁業経営安定特別対策事業費でございます。一番下の赤潮特約共済掛金補助金でございます。こちらは異常な赤潮の発生に伴い、養殖業者が受ける被害の軽減を図るため、養殖共済に加入をしております漁業者を対象に、赤潮特約の掛金の3分の1を県が補助するものでございます。

次に、442ページをお願いいたします。

5の全国豊かな海づくり大会準備事業費につきましてでございます。平成30年に本県で開催されます第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～の開催準備に係る経費でございます。

上から2番目の全国豊かな海づくり大会実行委員会負担金、こちらは実行委員会が行います総会、幹事会などの開催、さらには実施計画の策定や30年度の式典で放映する映像の撮影など、本大会に向けた準備を進める経費、さらに1年前イベントの開催、県内各地で行います記念放流やイベントでのPR、機運醸成や大会の広報を行う経費などにつきまして、県から実行委員会のほうへ負担金として支出するものでございます。

来年度は大会開催の1年前になりますので、大会の成功に向けまして着実な準備を進めますとともに、効果的なPRを行いまして機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

なお、議案の説明欄の負担金の後に括弧書きで第38回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会への負担金と記載がございます。こちらにつきましては、当実行委員会は会長に知事が就任をしております。民法第108条の双方代理の関係に当たることとなりますので、双方代理の契約を有効なものとするために、議会から事前許諾をいただく必要があるものということでございます。

それから、2つ下にあります事務費につきましては、非常勤職員や臨時的任用職員の人件費や各関係機関との協議等に必要な旅費等の事務費となっております。

次の6 漁業金融対策費につきましては、沿岸地域での多様な漁業の振興や遠洋・近海カツオ・マグロ漁業の経営安定などのために漁業者が系統金融機関などから借り入れる設備資金や運転資金に対しまして、利子補給や保証料補給を行うものでございます。

主なものを御説明させていただきますと、一番上の漁業近代化資金は、漁船やエンジン、養殖用の種苗の導入などの資金でございます。

それから、443ページの一番上のかつお・まぐろ漁業振興資金は、カツオ・マグロ漁業者の運転資金でございます。

それから、上から3つ目とその次の4つ目のかつお一本釣漁船建造等支援資金につきましては、カツオ漁船の大型船からのダウンサイジングなど、カツオ一本釣り漁船の建造を支援する資金となっております。

さらに、一番下の遊漁船業等振興資金は、遊漁振興に取り組みます遊漁船事業者等が行いますソフト事業やハード整備を支援する資金でございます。

なお、漁業近代化資金とカツオ一本釣漁船建造等資金につきましては、先ほど部長の説明の中でもありました国の漁船リース事業の実施に伴います自己負担分について、この資金を活用することができることとなっております。

続きまして、一番下の7の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計繰入金は、県が漁業者に融資をしております沿岸漁業改善資金につきまして、信漁連への事務手数料などの事務費の財源を一般会計から特別会計へ繰り出しをするものでございます。

次に、444ページ、445ページをお願いいたします。

こちらは先ほど御説明をいたしました融資制度に関連します当該年度以降の支出に係る債務負担行為でございます。内容につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

続きまして、少し飛びまして820ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金助成事業特別会計について御説明をいたします。

この特別会計は、貸付金の原資に対して国から3分の2の補助を受け、沿岸漁業に従事する漁業者に無利子で融資をするものでございます。

平成29年度の当初予算は1億297万5,000円で、28年度とほぼ同額となっております。

次の821ページをお願いいたします。

歳入でございます。上から3段目の繰入金は、先ほど御説明いたしました一般会計からの繰り入れでございます。

4段目、5段目は29年度の貸付枠1億円などの財源となっておりまして、4段目の繰越金は国と県で造成いたしました貸付金原資からの資金でございます。

5段目の諸収入は、これまでの貸付金の29年度に返済される償還金などとなっております。

822ページをお願いいたします。

歳出でございます。右端の説明欄の上から3段目、1 沿岸漁業改善資金貸付事業費でございます。こちらは2つの種類がございます。

まず、上が経営等改善資金貸付金でございます。こちらにつきましては、エンジンやレーダー、ソナーなどの導入費用でございます。

その下の青年漁業者等養成確保資金貸付金は、経営や技術の習得や漁業経営の開始に必要な漁船や漁具などの取得に要する費用が対象となっております。

その下の沿岸漁業改善資金管理運営費は、信漁連に委託をしております資金の貸し付け、償還、債権保全の事務取扱手数料や県において貸付金を管理するための電算処理システム保守等委託料、貸付審査等を行う運営協議会の開催経費などの事務費でございます。

以上が水産政策課の当初予算でございます。

続きまして、補正予算について御説明をいたします。

資料No.4の補正予算議案説明書の223ページをお願いいたします。

水産政策課は、1,991万2,000円の減額となっております。

224ページをお願いいたします。

右端の説明欄をごらんください。

まず、漁業金融対策費でございます。説明欄の上から3つ目の漁業災害対策資金やその3つ下の漁業経営維持安定資金などの負債整理資金の新たな融資がなかったことなどにより、利子補給額が当初の見込みを下回ることとなったため、減額をするものでございます。

それから、一番下の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計繰出金でございますが、これは本年度の特別会計のほうの貸付額が当初見込みを下回ったことなどによりまして、信漁連への事務取扱手数料の減額、あわせて特別会計において当初は見込んでいなかった過年度分の収入等がございましたので、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、沿岸漁業改善資金助成事業特別会計について御説明をいたします。

380ページをお願いいたします。

3段目の説明欄をお願いいたします。沿岸漁業改善資金貸付事業費につきましては、貸付額が当初見込みを下回ることとなりましたので、減額をさせていただくものでございます。

次に、業務勘定の沿岸漁業改善資金管理運営費につきましては、先ほど一般会計の繰入金のところ御説明いたしましたとおり、信漁連への事務取扱手数料が当初見込みを下回ったことなどによりまして、減額をするものでございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 豊かな海づくり大会は、日程が決まるのはいつぐらいになる。

◎松村水産政策課長 大体各県とも開催の1年前ぐらいに正式に日程が決まります。宮内庁との調整等もございますので、大体1年前ぐらいに連絡があります。

◎坂本（茂）委員 それまでは、秋とかということしかわかんない。全然、おおよそこの辺だろうとかというようなこともわからない。

◎松村水産政策課長 こちらのほうからは、10月の下旬から11月の中旬ぐらいということでお願いをしております。大体その範囲の中で宮内庁とも調整していただいて日程が決まるということになると思います。

◎坂本（茂）委員 そのころに大きなイベントを予定している団体なんかから、いつになったら決まるんやろうと、結局そこを避けんとい日程も決めれんというようなことなんかがあって、できるだけ早く決めることが県内全体のいろんな誘客とかも含めて影響が出てくることじゃないかと思います。その辺は皆さんもそうでしょうしね、できるだけ早く決めたいという思いはあるんでしょうけれども、聞かせていただきました。

それともう一つ、洋上パレードだとか、そういうのをやろうとすれば、天候に大きく左右されるということがあるだろうと思うんですけども、従前開催県なんかでは、そこはもう神頼みしかないんですか。

◎松村水産政策課長 日程はもう決まれば変更はできないと思います。これから3月の終わりに実行委員会へ基本計画を諮るようにしておりますけれども、その中にも一部、案としては書いておりますけれども、荒天時の対応というのを一応想定はしております。行事としましてはホールで式典行事をやりまして、外で、宇佐で放流行事というのをやりま。中の行事は雨でもできると思いますが、外の行事につきましては、どういう形で例えば台風が来るとかというようなことでいけば、やるかどうかを、判定会議みたいなものを設けて検討するようにはなっております。

◎石井委員 聞き逃したかもしれませんが、この実行委員会ですけれど、知事が実行委員長ということで、その他の実行委員の皆さん、どんな組織なんですか。

◎松村水産政策課長 実行委員会は、結構オール高知県というような形で、農林水、水がメインになりますけれど、それから商工業関係、旅館関係とか、そういった民間の方々にも入っていただきまして、県も入りましてやっております。

◎石井委員 どんどんふえていくとかじゃなくて、実行委員会としては確定してやっているんですか。

◎松村水産政策課長 実行委員会といたしましては、第1回目は11月24日に開催をしております、もう立ち上がっておりますので、基本的にはそのメンバーで進めていくということになると思います。

◎田中委員 関連して。来年度になりますか、1年前のプレ大会、その日程は、あらかた決まっているんですか。

◎松村水産政策課長 まだ確定はしておりませんが、県内の秋のイベントなんかと一緒にあわせてやりたいと思いますので、そのあたり秋を考えて今計画をしておるところです。

◎坂本（孝）委員 この水産分野の体系図、漁業生産額がこれずっと出ていますけれども、10年後の目標も出ていますが、宝石サンゴを除くというのはどういう意味ですか。

◎松村水産政策課長 漁業生産量の中に通常であれば、宝石サンゴも入ってくるんですけども、宝石サンゴ、ワシントン条約とかいろいろな関係も含めて見通しも不透明な部分もありますので、それを産振計画の数字の中には入れていないということです。

◎坂本（孝）委員 サンゴの取引は御存じのように、吉川の漁協でやっていますね。これは日本中からも来るし、外国からもお客さんが来ているわけですよ。1回の取引で10億円ぐらい、サンゴの原木を持っていったり製品を持っていったり、売ったお金を持って帰ったり、2カ月に1回あそこですしているわけですよ。そのときに会場がふさわしくないという、どうしてかわかりますか。例えば日本中から、世界中から集まってくる、バイヤーがね。そしたら、障害者用のトイレがない、エレベーターがない、車椅子の人が来たら、下から3階の会場までかき上げているわけですよ。そんなところへ人が集まってくる。高知県のサンゴの取引がそういうところで行われておるわけですよ。それから、サンゴの加工している人とかは結構、障害のある人が多いようで、そういう人がお金を持ったり、原木を持ってきたりして移動するわけ。いつ強盗にやられるかわからん。高知市内のサンゴ店らもしょっちゅう狙われているわけよね、そんな危ない状況があるわけやけれど、1回の取引が10億円ぐらいやる割には、高知県として恥ずかしいような場所でやっている。高知県としては、宝石サンゴを使った産業振興というものをどう捉えているかということを知りたい。

◎松村水産政策課長 宝石サンゴの加工のほうは商工労働部で所管をしておるわけですが、私どもは宝石サンゴ漁業のほうでございます。今おっしゃるのは、高知県漁協の吉川の支所の建物を入札の会場として使っておるということですが、カーテンが破れておるとか、ふさわしくないというお話は以前から少しお聞きもしております。日本珊瑚商工組合という商工サイドの団体が入札会を主催しております、会場として漁協の事務所を借りておるということですので、もしセキュリティーがぐあいが悪いとか、会場がよくないということであれば、漁協サイドと話をして、改善していただける余地はあるかと思えますし、極端に言えば、もっと安全な場所に変えていただくことも可能だと思いますけれど、今漁協と関係者の中でお借りいただいているというような状況です。漁協のほうで改善できる部分があれば、私どももお話をし、もっと清潔にするとか、そんなようなこと。ただ、スロープをつけたり、車椅子用のものを後からつけるというのは簡単ではないかもしれませんが、そういった多少の配慮はお願いもできるとは思います。

◎坂本（孝）委員 県外から、外国から来た皆さんが、こんなところで高知県はやるのかという、本当に売り買いする高知県の関係者も何か恥ずかしい思いをしているということで、2カ月に1回ですから、会場を例えば吉川の漁協で地震が来て津波が来たということになったら全部やられるわけですよ。もっと安全なところで取引ができんもんかと思うわけですよ。例えばちばさんセンターとか、2カ月に1回ですから、イベントのないときにそういうところを借りて、そこに来てもらって、駐車場もいっぱいあるし、会場も広い、そういうところでできんもんかなと思うわけですよ。これは高知県の産業振興、サンゴという面から高知県の産業振興を考えるとときには、極めて重要な取り組みだと思いますね。ほんで、高知県のサンゴというのは、御存じのように1811年に発見されて、今までサンゴ産業はずうっと発展してきちゅうわけですけども、そこら辺の産業振興へどう活用していくかという、ここが県として方向性を決めていかないかと思うんですよ。

◎谷脇水産振興部長 今の吉川のセキュリティの話も、大分前から我々もお伺いしています。もともと商工労働部でもそんな話が出ておりました。商工労働部とも情報共有して、ただ吉川でしようというのは、関係者が先にもともと決めちゅう話でございますので、その会場の変更とか、漁協のほうにはそういった話があるよということをお伝えしますし、商工のほうでも宝石サンゴの振興、加工業の振興ということでやっていますけれど、相談もしてみたいと思っております。

◎坂本（孝）委員 水産のほうとは直接関係ないかもわからない。産業振興のほうと思うんですけど、例えば三重県では真珠とサンゴで、台湾とタッグを組んで世界戦略を展開しようという話まで今進んでいるわけですよ。1811年にサンゴを発見した高知県が負けたらいかんがですよ。台湾は1914年ですから、高知県が100年ぐらい早く前にサンゴを発見していますし、それで産業として根づいてきたものを、産業振興というせっかく県の計画もできているわけですから、それをどういうふうに乗せていくかということですよ。宿毛にあった取引所を吉川に移しているわけですから、近々業者団体とも話し合いをするようにしていますけれど、よそから来て、さすが高知県のサンゴ産業やと言われるぐらいの場所ですっていく、ちばさんセンターあたりでね。そういう場所へ移して行って、しっかりと地場産業として海外へ発信していくと。台湾とタッグを組んでもええがですよ。そういう高知県の産業振興を、水産のほうからどう進めていくかということをしつかりと考えてもらいたいと思いますが、部長どうですか。

◎谷脇水産振興部長 もちろん、出口があってこそ今のサンゴ漁業が成り立っている。今は確かに一時的かもしれませんが、高騰しておりますので、原木のままが、原木でもお金になりますからあれですけど、だんだんそれもあれしてくると、もう付加価値をつけないかん。また、サンゴ加工事業者にもっと頑張ってもらわないかんことがひょっとしたらすぐ来るかもしれませんので、商工労働部ともそういった話はぜひしていきたいと思ってい

ます。ちばさんセンターでも、別団体主催だと思えますけれども、サンゴの商談会はきっちりやっています。あそこは結構何回も、月に一遍ぐらいのイメージで私おりましたんで、よくあれでしたけれども、確かにあれぐらいの施設でやるべき話かなとは思いますが、何せもう関係者の方々がまずは吉川でと決めていますので、そこは柔軟にこんな意見があつてということは私は言ってまいります。

◎坂本（孝）委員 当然私も業界とも話をしますので。

それから、直接水産に関係ないですけど、維新博で旅広場へ1,000万円ぐらいのサンゴを展示していますわね。それはそれでええのやけれど、あの横で駄菓子と一緒に売るがです。ああいうようなやり方では、ちょっと高知のサンゴのイメージが下がってくると思う。そういうのは、産振のほうでしっかり気をつけながらやらないかんと思いますよ。これは要請です。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈漁業管理課〉

◎明神委員長 次に、漁業管理課の説明を求めます。

◎岩崎漁業管理課長 それでは、漁業管理課の平成29年度当初予算につきまして御説明を申し上げます。

資料No.2、議案説明書の439ページをお願いいたします。

漁業管理課の平成29年度当初予算額は、4億1,270万8,000円となっております。本年度の当初予算額と比べまして2,986万3,000円、率にして7.8%の増加となっております。

それでは、歳入予算につきまして御説明をいたします。

資料No.2、446ページをお願いいたします。

初めに、3段目の10水産振興手数料でございますが、これは漁船の登録や検認、漁業権の免許や漁業の許可、遊漁船業の登録などに係る手数料でございます。この手数料の算定に当たりましては、実績などを勘案しまして見込みを立てていますが、このうち5年に1度の検査が義務づけられております漁船の検認隻数が、平成14年の漁船法の改正に伴う検認隻数の多い年に当たりまして、本年度と比較をしまして約1,200隻増加をしますことから、本年度予算額に比べましておよそ482万円の増加となる1,175万4,000円の手数料を見込んでおります。

6段目の10水産振興費補助金は、国が漁業調整委員会等交付金として漁業委員会の経費の一部を助成するもの、また養鰻業の安定的発展や地域経済への貢献に資することを目的に組織がされました高知県養鰻水産者協議会の活動を、国の強い水産業づくり交付金を活用して支援するために受けているものでございます。

一番下の15水産振興部収入でございますが、これは資源管理に必要となりますスルメイカとかクロマグロの漁獲量調査などに要する経費を、委託金として高知県資源管理協議会



から受け入れるものなどがございます。

以上で歳入予算の説明を終わりました、次に歳出予算を御説明いたします。

447ページをお願いいたします。

右端の説明欄をごらんください。初めに、1の人件費でございますが、取り締まり船3隻の乗組員18名と漁業管理課5名、合計23名の給与でございます。

次の2の漁船船舶対策費は、漁船法に基づき漁船の検認や測度を行うための旅費などを計上したもので、来年度は1,600隻の漁船を検認する予定でございます。

次に、3の漁業委員会費は、448ページにかけてでございますが、漁業法や地方自治法に基づき設置をされております高知海区漁業調整委員会と高知県内水面漁場管理委員会の委員の報酬や旅費、事務局職員7名の給与費、全国の連合会への負担金などを計上したものでございます。

次に、448ページの4漁業調整費でございますが、一番上の漁業自主調整促進協議会補助金は、関係漁業者などで組織をされます4つの協議会の自主的な活動を支援し、漁業者間の紛争の防止と漁場や資源の適正な利用を図るものでございます。

放流用成魚生産事業費補助金は、県内の河川に放流する親ウナギの生産を支援し、減少が危惧されておりますニホンウナギ資源の増強を図るものでございます。

養鰻生産者協議会補助金は、先ほど申しましたように、高知県養鰻生産者協議会の活動を支援するものでございます。

沿岸漁業経営体法人化事業費補助金は、法人化による企業経営への移行を図るため、大敷組合などを対象としまして、定置漁業権の移転に不可欠となる改善計画の策定など、法人化のための取り組みを支援するものでございます。

事務費は漁業権の免許、漁業の許可、遊漁船業の登録などを行うとともに、さまざまな漁業調整や資源管理を行うために必要となります旅費などを計上しております。

次に、5の漁業取締活動費でございますが、乗組員健康診断委託料は、取り締まり船の船員を対象に船員法で義務づけられました健康診断を委託するものでございます。

取締船警備等委託料は、取り締まり船3隻を港に係留する際の警備や取締事務所の警備を委託するものでございます。

廃棄物処理委託料は、漁業取締事務所で発生するごみなどの一般廃棄物の処理を委託するものでございます。

漁業取締強化事業委託料は、芸東地区と宿毛湾地区の密漁防止連絡協議会に委託をし、密漁防止の啓発活動とあわせて警戒パトロールの実施などを行い、漁業取り締まり活動の強化を図るものでございます。

海上保安協会等負担金は、海難事故を防止するための広報活動を行う海上保安協会に対する負担金や取り締まり職員が業務上で必要となりますクレーン操作の講習会の受講料な

どでございます。

次の449ページをお願いいたします。

事務費は取り締まり船の運航に必要な燃料費や定期検査に伴う修繕料に加えまして、密漁の組織化、巧妙化に対処するため、強制捜査などを視野に入れたレンタカーの使用料など、捜査全般に必要な経費でございます。

最後に、6の安全操業対策事業費の漁業指導通信事業費補助金は、本県漁船の操業や航行の安全を図るために、気象情報や各種警報などに関する指導通信業務を担う高知県無線漁業協同組合に対し、その経費の一部を補助するものでございます。

また、事務費は南海トラフ地震対策としまして、本年度検討会を立ち上げて協議を行いました津波警報システムの運用等に関する協議のための旅費や緊急連絡用に設置をしております衛星携帯電話の使用料でございます。

以上で平成29年度当初予算に関する説明を終わります。続きまして補正予算について御説明をいたします。

資料No.4の223ページをお願いいたします。

2つ目の漁業管理課でございますが、今回4,174万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

資料の226ページをお願いいたします。

右の欄をごらんください。2の漁業取締活動費でございますが、漁業取り締まり船とさかぜの中間検査の際に、主機関、すなわちメインエンジンでございますが、この整備状況が良好であったために、エンジンを分解します開放検査、これが省略をされたことによる減額でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈漁業振興課〉

◎明神委員長 次に、漁業振興課の説明を求めます。

◎三觜漁業振興課長 それでは、当課と当課が所管いたします2つの試験研究機関の平成29年度一般会計当初予算案について御説明させていただきます。

資料No.2、高知県議会定例会議案説明書の439ページをお願いいたします。

平成29年度の当課の予算額は、13億8,185万6,000円で、9,529万4,000円の増加、対前年度比107.4%となっております。増加した主な要因は、クロマグロの人工種苗に関して、事業化に向けた安定供給体制の確立と種苗の普及に着手することですとか、養殖業の新規参入への支援、遊漁や体験漁業振興に資する事業費などによるものでございます。

それでは初めに、歳入の主なものについて説明いたしますけれども、450ページをお願い

いたします。

まず、9 国庫支出金の10水産振興費補助金の主なものは、後ほど歳出で説明させていただきますが、水産業強化対策整備交付金というのは、漁船を陸揚げする施設の改修などに係る水産庁からの補助金でございます。

9 水産振興費委託金の地域創生人材育成事業委託金は、新規就業者の確保のため、高知県漁協に配置しておりますアドバイザーに関するものでございます。

10財産収入の3生産物売払収入は、栽培漁業センターが生産いたしますヒラメ、エビ類と内水面種苗センターが生産いたしますアユなどの放流用種苗の売払収入でございます。

451ページをお願いいたします。

11寄附金にございます2 特定寄附金の土佐黒潮牧場保全事業寄附金は、黒潮牧場ブイ3基分の維持管理費に対します漁業団体や市町村で組織いたします土佐黒潮牧場管理運営委員会からの寄附金でございます。

14諸収入にございます1 受託事業収入の水産業試験研究受託事業収入は、国立研究開発法人水産総合研究センターからの資源評価調査などの受託事業の収入でございます。

また、15水産振興部収入の漁業振興課収入は、後ほど歳出で説明いたしますが、種子島周辺漁業対策事業費に係ります国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構からの負担金でございます。

15県債の漁業振興債は、内水面漁業センターにおける放流アユ種苗の親魚を養成する水槽の改修工事、次の452ページの内水面漁業整備事業債は、本館の耐震補強工事などに要する経費に関するものでございます。

次に歳出について御説明させていただきます。

453ページをお願いいたします。

3 目の漁業振興費につきましては、右側の説明欄で御説明させていただきます。

人件費は、漁業振興課9人、室戸、中央、土佐清水及び宿毛の4つの漁業指導所14人、内水面漁業センター4人、水産試験場18人の合わせて45人分の給与でございます。

2の栽培漁業振興事業費のうち、次の454ページをお願いいたします。

種苗生産委託料は、放流用のヒラメ、エビ類の生産を委託するものでございまして、放流の効果をより高めるためにヒラメやクマエビの大型種苗の生産に努めております。

次の全国豊かな海づくり推進協会等負担金は、栽培漁業を推進いたします全国団体などへの会費でございます。

3の養殖業振興対策事業費のうち、受精卵生産委託料、それから人工種苗生産委託料、それから1つ飛びまして養殖業振興事業費補助金、この3つについては、お手元にお配りしております議案補足説明資料で説明させていただきます。

議案補足説明資料の赤のインデックス5ページになりますが、漁業振興課をお願いいた

します。

まず、クロマグロ人工種苗生産技術開発につきましては、第1、第2ステージの列にございますように、平成26年度から3年間かけまして県内の種苗生産企業との共同研究を実施しました結果、平成28年度には4センチサイズの種苗をおよそ1万7,000尾沖出しすることができまして、海上生けすでの30センチサイズまでの中間育成につきましても、およそ3,000尾を育成することができておりまして、当初は平成29年度の到達目標の3,000尾を1年前倒しして達成でき、生産技術は確立したと考えております。したがって、来年度からは第3ステージの列にございますように、事業化の段階に入りまして、3年間かけて事業が軌道に乗るよう支援したいと考えております。具体的には、まず受精卵生産委託につきましては、優良な受精卵を得るため、県が過去3年間委託してきましたクロマグロ養殖業者へ引き続き親魚養成を委託し、得られた受精卵を有償で配布したいと考えております。

次に、人工種苗生産委託につきましては、クロマグロの中間育成技術を有する県内の企業に種苗生産を委託し、およそ2,500尾の人工種苗を県内のクロマグロ養殖業者へ安価で供給することで、人工種苗の品質を評価していただき、人工種苗導入を促進させたいと考えております。

その下にございます古満目分場の活用としましては、クロマグロの陸上水槽飼育段階でマダイやインダイなどのふ化仔魚を餌として与えますが、マダイやインダイ以外に適した魚種がないか研究することとしておりまして、これらの取り組みによりまして、右の将来像の列の3つ目にございますように、平成36年度には採算が合う3万尾の種苗を生産できるようにして、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現につなげてまいりたいと考えております。

それでは次に、6ページをお願いいたします。

養殖業振興事業費補助金について御説明させていただきます。

本県の養殖業の現状と課題でございますが、本県では養殖業が沿岸沖合漁業生産量のおよそ3割を占めておりますが、近年特に須崎地区では経営体の廃業が生じておりまして、多くの養殖場が遊休化しております。そこで、県といたしましては、養殖生産への参入などに必要な生けすなどの取得に要する費用に支援したいと考え、右の事業の内容の表にございますように、新規参入の場合は補助率3分の1以内、既存の養殖業者の規模拡大につきましては、補助率は6分の1としまして、3,000万円の補助上限額で支援したいと考えております。

また、補助の条件としましては、年間で1億円以上の生産額の増加が見込めるということにしております。このことによりまして、この事業の効果の欄にございますように、マダイ養殖がおよそ30万尾、3億3,000万円の拡大が図られ、マダイのブランドの維持につ

ながるとともに、7人の雇用が見込まれております。

それでは、お手数でございますが、再び資料No.2、高知県議会定例会議案説明書の454ページに戻っていただきますようお願いいたします。

4 沿岸漁業担い手活動促進事業費の新規漁業就業者確保対策事業委託料は、就業支援アドバイザー1名を高知県漁協に配置いたしまして、県内外での漁業への勧誘活動や研修生のフォローアップの実施、また本県の漁業に興味があり、将来就業を考えている方が希望する日程や漁業種類で現場体験できる短期研修の実施を委託するものでございます。

漁業人材育成強化事業委託料は、新規漁業就業者の確保や研修受け入れ体制の整備のため、研修カリキュラムの作成などを行う就業支援アドバイザーを県漁協に配置するものでございまして、アドバイザー2名体制で担い手の確保に努めたいと考えております。

次のパンフレット作成委託料は、漁業就業や漁村への移住に関する情報をまとめたパンフレットを作成するものでございまして、漁業就業フェアなどの就業希望者の掘り起こしに活用しようとするものでございます。

次に、455ページをお願いいたします。

1つ飛ばしまして、新規漁業就業者支援事業費補助金は、沿岸漁業や養殖業への新規就業には技術の習得が高いハードルとなっておりますことから、就業希望者対策といたしまして、幅広い技術を習得するため、原則2年間の研修中の生活支援などを行うものでございます。

次の担い手育成団体支援事業費補助金は、水産加工を行う民間企業ですとか、定置網漁業を営む県漁協などを担い手育成団体に認定いたしまして、これらの団体が行う漁業研修などに支援するものでございます。

事務費は4つの漁業指導所の運営管理費ほか、本県漁業に精通した漁業士などが就業希望者を対象としまして漁業の実態や漁村の暮らしについて語るセミナーの開催経費など、新規就業者確保につなげる取り組みを実施する経費でございます。

5の漁場環境保全事業費の海面環境保全推進事業費補助金は、大雨で河川から海に流出するアシや木、ビニール類などのごみの回収作業を支援するものでございます。

また、水産多面的機能発揮対策支援交付金は、水産業及び漁船の有する多面的な機能の発揮につながる地域の取り組みを進め、水産業の再生、漁村の活性化を図る経費を支援するものでございます。

事務費は、赤潮や貝毒の原因プランクトン調査に必要なサンプル等の購入経費などでございます。

6の内水面漁業振興事業費の種苗放流委託料は、資源状態が危惧されておりますウナギの種苗放流を委託するものでございます。

次の種苗生産等委託料は、香南市吉川にございます内水面種苗センターでの放流用のア

ユとモクズガニの種苗生産を内水面漁業協同組合連合会に委託するものでございます。

内水面種苗センター改修工事設計等委託料は、内水面種苗センターの屋内水槽棟の修繕や遮光ネットの張りかえなどに伴う設計や施工管理の委託料でございます。

内水面漁業センター改修工事設計等委託料は、試験研究機関でございます内水面漁業センターの水槽の配管の改修に伴う施工管理の委託料でございます。

次に、456ページをお願いいたします。

1行目の内水面種苗センター改修工事請負費は、内水面種苗センターのろ過槽の改修や屋内水槽棟の遮光ネットの張りかえなどを行うものでございます。

内水面漁業センター改修工事請負費は、内水面漁業センターの50トン水槽の配管の改修工事を行うものでございます。

次のカワウ等被害大作事業費補助金では、カワウとともにアユなどの在来魚への食害が問題となっておりますブラックバスなどの駆除も支援いたします。

次に、事務費では県の内水面漁業センターが行います採卵用のアユの親魚養成に必要な経費、内水面漁業関係者を対象に、毎年実施している研修会の開催経費などを計上しております。

7の漁業生産基盤整備事業費の種子島周辺漁業対策事業費補助金は、種子島でのロケット打ち上げに伴う漁業への影響を緩和するための対策として、漁協などが行う漁業近代化施設などの整備を支援するものでございます。

次の漁業生産基盤維持向上事業費補助金は、施設の長寿命化や漁業生産、販売加工、衛生管理、高鮮度流通対策、南海トラフ巨大地震対策などに関しまして、効果がある事業に取り組む漁協や漁業者グループを支援するものでございます。

次の沿岸漁業設備投資促進事業費補助金は、漁業現場におきます多様な課題の解決に必要な漁業用設備、機器、エンジン、養殖生けすなどの整備に支援するものでございます。

次の漁船導入支援事業費補助金は、国の2分の1の補助率を漁船リース事業で、10トン未満の中古船などの取得を図ろうとする団体に対しまして、新規漁業就業者には10分の1、既存漁業者には20分の1、補助上限額250万円ですべて支援するものでございます。

水産業強化支援事業費補助金は、水産庁の国庫補助事業を活用しまして、漁船の陸揚げ施設の改修ですとか、養殖施設の設置などの支援をするものでございます。

事務費はこれらの事業の円滑な実施に向けた指導監督に係る経費でございます。

8の沿岸沖合漁業等振興事業費の浮魚礁保守点検等委託料は、15基の黒潮牧場ブイや陸上無線局の維持管理、次の漁海況情報等提供システム運用保守委託料は、観測機器を搭載しました4基の黒潮牧場ブイの人工衛星からの水温情報ですとか、気象情報などをインターネットで提供する漁海況情報システムの維持管理をする委託費でございます。

457ページをお願いいたします。

定置網経営改善促進事業費補助金では、大敷組合などが行います定置網漁具の破れやねじれなどの小規模な修繕などを支援するものでございます。

次の外国人漁業研修事業費補助金は、カツオ・マグロ漁船に研修生として乗り組む外国人が船上での活動を円滑に行えるようにするため、日本語や日本の生活習慣を習得する研修を支援するものでございます。

事務費は、これらの事業を推進するための経費や黒潮牧場ブイの修繕費などでございます。

9の高知県漁業信用基金協会出せん金は、新規就業者が漁船リース制度を利用する際に無担保、無保証人で融資が受けられるよう基金協会に出捐するものでございます。

10の遊漁等振興事業費のうち、遊漁船業等アドバイザー事業委託料は、遊漁に詳しい方に頼み、意欲ある遊漁船業者などに対しまして効果的な情報発信の広報や客の勧誘やサービスの仕方、経営指導などを行ってもらうようにするものでございます。

それから、遊漁船業等振興事業費補助金は、遊漁船業者などが行う安全やサービス機能の強化に係る設備の整備のほか、ホテル業者などと連携しまして、子供や女性に遊漁を行ってもらうことで誘客促進を図ろうとする活動などへ支援しようとするものでございます。

資源回復支援交付金は、浦ノ内湾の天皇洲のアサリにつきまして、かぶせ網という手法によりまして、エイなどから食害を防ぐことができることが水産試験場の研究で判明いたしましたので、大規模なかぶせ網を実施しようとするものでございまして、平成30年度の秋ごろに潮干狩りを再開させたいと考えております。

漁業振興課分については以上でございますが、続きまして当課が所管する水産試験場と内水面漁業センターの当初予算案について説明いたします。

4目の水産業試験研究費の当初予算は、2億6,942万5,000円で、7,223万9,000円の増、対前年度比で137%でございます。これは水産試験場古満目分場の改修工事や試験研究費、管理運営費、それから内水面漁業センター本館の耐震改修工事などによるものでございます。

2の水産試験場管理運営費のうち、調査船運航等委託料は、調査船土佐海洋丸の運航を委託するものでございます。

458ページをお願いいたします。

改修工事等設計委託料は、古満目分場の水槽のろ過槽の改修工事費でございます。また、その下のほうにございます運営費は、法定検査費用のほかは光熱水費が主なものでございます。

3の水産業試験研究費の調査分析等委託料は、浦ノ内湾の天皇洲におきましてアサリ資源の増強に向けた研究を行っており、この効果を把握するために委託するものが主なもの

でございます。

研究費には、水産試験場が取り組んでおります各種調査研究に関する経費を計上しておりますので、概要を御説明します。

水産資源関係では、漁海況情報の提供、黒潮牧場ブイの効果モニタリング調査、また本県にとりまして重要なイワシ、アジ、サバ類の浮き魚類や国際的な資源であるカツオ・マグロ類の資源調査を行ってございまして、引き続きこれらの調査を実施いたします。

また、定置網漁業では、潮流が急速に早くなり、急潮によって漁業被害が生じますことから、定置網に潮流計を設置いたしまして、人工衛星水温情報や風向、風速などの気象データとの関連を解析し、急潮の予測技術の開発につなげることでございまして。

養殖関係では、カンパチ養殖における寄生虫であるハダムシや感染経路が判明していないベコ病、養殖魚に大きな被害をもたらす赤潮プランクトンなどの早期検出に向けまして、DNA解析技術を活用した環境モニタリングと研究を行うものでございまして。

古満目分場では、クロマグロ養殖の陸上水槽段階での餌用のふ化仔魚に適した魚種の探索ですとか、古満目の定置網で漁獲されるカワハギなどといった新たな養殖対象魚種としての有効性の研究などを行うことでございまして。

4の内水面漁業センター管理運営費のうち、耐震改修工事設計委託料は、本館や水槽実験作業棟の耐震改修に必要な設計や施工管理の委託料、耐震改修工事請負費は、本館の耐震改修工事であり、運営費の主なものは光熱水費でございまして。

459ページをお願いいたします。

5の内水面漁業試験研究費は、内水面漁業センターが取り組んでおります各種調査研究に要する経費を計上してございまして、その概要について御説明いたします。

河川資源の試験研究課題といたしましては、主要河川でのアユの産卵状況や遡上調査、また環境変化で1カ月ほど産卵時期が遅くなってございまして天然アユの正確な産卵期を把握しまして、今後のアユの適正な資源管理につなげるとともに、資源増強を図るため、人工種苗の遺伝的多様性の確保など、品質向上の検証のための取り組みを行うことでございまして。

ウナギ養殖に関しましては、良好な飼育環境を維持することで、生産効率の向上を図る取り組みを継続し、ウナギ養殖業の振興に努めますとともに、資源の減少が危惧されてございまして天然ウナギ資源については、国や関係県と連携した調査を継続することとございまして。

次に、460ページをお願いいたします。

債務負担行為の調書で、当該年度提出に係る分の受精卵生産委託料は、クロマグロの人工種苗生産に関して親魚養成を民間業者に委託するものでございまして、人工種苗生産委託料はクロマグロの稚魚の30センチサイズまでの育成と県内の養殖業者への供給を県外の



民間企業に委託するものでございます。

続きまして、平成28年度補正予算について説明させていただきます。

資料No.4の補正予算議案説明書の228ページをお願いいたします。

3目の漁業振興費は、2,223万5,000円の減額となっております。

右側の説明欄の1漁業生産基盤整備事業費のうち、種子島周辺漁業対策事業費補助金につきましては、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構からの内示額の減額、事業内容の変更や入札による減額などに伴う減額でございます。

次の沿岸漁業設備投資促進事業については、事業の利用者が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

2の高知県漁業信用基金協会出えん金の減額は、漁船リース事業を利用する新規就業者が無担保、無保証人で融資が受けられるよう、基金協会に出捐し、基金協会のリスクを軽減するものでございますが、この基金協会が代位弁済するような事故が発生しなかったための減額でございます。

4目の水産業試験研究費の1の内水面漁業センター管理運営費の耐震改修工事設計委託料及び耐震診断委託料は、いずれも入札減による減額でございます。

次に、繰越明許費について御説明させていただきます。

229ページをお願いいたします。

県単独の補助事業でございます漁業生産基盤整備事業費につきましては、奈半利港の荷さばき施設の増設に関しまして漁業関係者と工事期間のスケジュールの打ち合わせを行いまして、荷さばき施設での水揚げ作業から入札の時間帯でございます7時から9時半までは、衛生面を考慮して増設工事を行わないこととしておりましたが、例年と比べまして水揚げ量が多い日が多たびございまして、入札の終了から後片づけが終了するまでに10時を過ぎることもありまして、工事の開始時刻のおくれが生じ、年度内に完成できなくなったために繰り越しをお願いするものでございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 カワウが物すごくふえてきて、先ほども説明があったと思いますけれど、物部川なんかは本当に時期になるとカワウが真っ黒になるぐらい入ってくると。それで、かなりアユの被害があるということですが、こういう状況に対してどんな対応をされていますか。

◎三嵩漁業振興課長 カワウにつきましては、やはりアユへの食害が非常に問題となっておりましたから、従前から県の内水面漁連に補助金を出しまして、駆除等を行っていただいております。ちなみに、日本野鳥の会高知支部などから情報提供いただいた状況では、平成20年に1,482羽であったものが、毎年500羽から800羽程度駆除することによりまして、平成27年度には1,180羽という状態に減ってきております。

◎坂本（孝）委員 この千何羽というのは、県内のカワウですか。

◎三觜漁業振興課長 はい。県内河川で日本野鳥の会が観察によって確認していただいている数でございます。

◎坂本（孝）委員 川によるのかどうかわかりませんが、物部川は余り減っていないと漁協で言っているんですけれども、漁協でも半分諦めているんですよ、何ともならないということで。もうちょっと対応を強化してもらえば、何とかなるんじゃないかと、どうですか。

◎三觜漁業振興課長 カワウの駆除の強化につきましては、関係する内水面漁協、内水面漁連等と話を進めていきたいと思えます。

◎坂本（孝）委員 ぜひお願いします。それともう一つ、養殖、マダイとかいろいろやるわけですが、例えば浦ノ内湾ですね。あそこへ3月、4月ごろにマサバ、サバゴ、これが100万匹ぐらい入ってくるらしいですわ。それが海へ出て行って、関サバになったりするわけですが、あれを何とか活用する方法はないかなと思うんですけど。

◎三觜漁業振興課長 マサバの養殖につきましては、かつて大分県が天然種苗を使って養殖したことがあるんですが、マサバには人間に健康被害を及ぼすアニサキスという寄生虫が寄生しているケースがありまして、大分県でやった分については、アニサキスが大量に寄生していたということで、出荷はしなかったということがございます。それで、最近は人工種苗を使った養殖などについていろんなところがチャレンジなり研究なりを進めているようでございます。

◎坂本（孝）委員 餌からそれが入ってくるという。

◎三觜漁業振興課長 アニサキスのその寄生の感染経路はよくわからないんですが、親となるアニサキスは、海産哺乳類、鯨とかイルカとかにおりまして、そちらから何らかの形で卵になって魚に寄生するというような感染経路のように言われております。

◎坂本（孝）委員 それでサバには余り手をつけにくいというところがあるんでしょうね。

最後にもう一つ、せっかく、100万匹ぐらい毎年入ってくるようですので、あれを捕獲して、どっかで養殖するとか、あるいはマダイとかという魚の餌にするとか、こんなやり方もあるんじゃないかと思う。

◎三觜漁業振興課長 坂本委員からの情報は、何らかの形で水産試験場とも共有して活用させていただきたいと思えます。

◎西森委員 漁船の導入支援事業のことで教えてください。

国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業というのは、27年の国の経済対策ということで、今はこの事業はなくなっているという考え方でいいんでしょうか。

◎三觜漁業振興課長 今御指摘のございました事業につきましては、T P P対策というこ

とで、平成27年度補正、それから平成28年度補正ということで、2回予算がついております。それで、漁船導入の促進というのは、全国的な課題になっておりまして、全国漁業協同組合連合会というところが、水産庁等に強く継続を求めています。国からいろいろ情報収集する中では、一般の会計予算ではなくて、補正予算対応で適宜打っていくような方向で作業を進めておるようでございますので、今後の状況はよくわかりませんが、情報が入れば速やかに県内漁業関係者に連絡したいと思っております。

◎西森委員 それで、今回の予算ですね、漁船導入支援事業費補助金は先ほどの国の事業に関しては、10トン以上が対象ということですかね。今回は10トン未満ということでいいんでしょうか。

◎三觜漁業振興課長 国のほうの事業は、トン数制限等は特にございません。本県につきましては、零細な沿岸漁船、10トン未満船の生産の確保が非常に大きな課題でございますので、本県の県の継ぎ足しとしては、10トン未満船に限らせていただいているということでございます。

◎西森委員 そうすると、10トン以上の場合は、県のプラス分はありませんよと、そういう考えだということですか。

◎三觜漁業振興課長 おっしゃるとおりでございます。国からの2分の1だけとなります。

◎西森委員 いろんなところで話を聞いてみると、先ほど課長からも話がありましたけれど、全国的にこういう形でリース事業を展開しているということで、船が間に合わないとか、そういうような声も聞いたりするんですけれども、そのあたりはどういうふうにか考えられますか。

◎三觜漁業振興課長 国の事業は、原則としては中古船を対象としますが、中古船を探してもどうしても見つからなかった場合に、新船建造という対応をとっておるようでございます。それで、私どものところも、やはり中古船が余り手に入らない。それから、新船を建造するにしても、ドック場が2年も3年も先まで待たされていると、そういうような状況を耳にしておりますので、西森委員のおっしゃられることと合っているかと思いません。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈合併・流通支援課〉

◎明神委員長 次に、合併・流通支援課の説明を求めます。

◎宮本合併・流通支援課長 それでは、合併・流通支援課の当初予算と補正予算につきまして御説明を申し上げます。

資料No.2、当初予算議案説明書の439ページをお願いいたします。

合併・流通支援課の平成29年度の当初予算額は、28年度の1億8,012万5,000円に対しま

して、1億9,490万8,000円で、対前年で約8%、1,478万3,000円の増となっております。

461ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

歳入ですが、(5)の合併・流通支援費補助金といたしまして、国の地方創生推進交付金で789万5,000円、(11)の水産物地産外商推進受託事業収入といたしまして、国の国立研究開発法人水産研究・教育機構による漁船漁業ビジネスモデル実証化事業のうち、県が受託する事業費収入の909万5,000円が主なものとなっております。

続きまして、462ページをお願いいたします。

5目の合併・流通支援費につきまして、右側の説明欄で御説明を申し上げます。

1の人件費は、当課職員12名の給与でございます。

2の高知県1漁協支援事業費のうち、県1漁協財務改善資金利子補給金は、高知県漁協の長期の借入金に利子補給いたしまして、円滑な資金繰りと借入金の計画的な圧縮を支援するものとなっております。

次の事務費は、県1漁協構想の早期実現を図るため、組合員へのサービス提供や産地市場のあり方、漁村での漁協の果たすべき役割などについて、幅広い観点で議論し、合併を推進するための新たな組織の運営に要する費用、さらに高知県漁協の財務体質の強化を確実なものとするための指導等に要する経費となっております。

次に、3の水産物地産外商推進事業費のうち、まず見本市出展業務委託料は、毎年東京及び大阪で開催されます水産物に特化した国内最大規模の見本市、シーフードショーへの高知県ブースの設置等を委託するものでございます。

次の水産物都市圏外商ネットワーク強化学業委託料は、これまで3年間にわたって高知家の魚応援の店の登録等取引について支援をしてまいりましたが、これまでの実績を踏まえまして、取引につながる可能性の高い業態などを絞り込んだ上で、新たに100店舗の新規登録店の掘り起こしを行いますとともに、応援の店のグループによるメニュー開発や勉強会の開催などの取り組みへの支援、さらに応援の店を産地に招聘し、実施する市場の見学や県内事業者との商談会の開催などを委託するものでございます。

次の水産物外商活動支援事業委託料は、高知家の魚応援の店と県内産地事業者との取引を促進するため、応援の店への直接訪問による詳細なニーズ収集や、収集した情報を活用した応援の店へのサンプル提供や産地事業者とのマッチング、高鮮度処理を普及定着するための生産現場での神経締め技術や煮立ての指導等を高知県漁協の子会社、海の漁心市株式会社へ委託するものでございます。

次の水産物首都圏販売拠点設置事業費補助金は、県内の民間2事業者が2つの漁協と連携し、共同で出店しております東京築地場外のさかな屋高知家に係る店舗の使用料を支援するものでございます。

次の水産物地産外商推進事業費補助金は、産地買い受け人のグループなどによる商談会

や見本市等への出展支援、宿毛湾と土佐清水市のそれぞれのクラスターを構成いたします生産者や販売加工業者、観光関連事業者などで組織する団体による養殖魚やメジカのプロモーション活動を支援するものでございます。

463ページをお願いいたします。

地産外商に係る事務費の主なものを御説明いたします。

まず、平成28年度から国の水産研究・教育機構開発調査センターが黒潮町の鈴定置で実施しております漁船漁業ビジネスモデル実証化事業に関するものでございます。この事業は、小規模な定置網漁業を対象に適正な網の設置や網成り確保の技術開発、操業の効率化、漁獲物の有利販売の方法などについて実証試験を行うもので、このうち県が受託して実施する漁場周辺の海流調査や網成り調査、県内外への新たな販路開拓に要する経費909万5,000円が含まれております。

このほか、関西中四国九州地区の9つの消費地市場の卸売業者を高知へお招きし、県内の産地買い受け人と意見交換する市場合同会議の開催や地産外商公社、県が主催する商談会などへ出展する県内事業者のサポートなどに要する経費となっております。

次に、4の水産物地産地消推進事業費のうち、健康診断委託料は当課の臨時職員1名の健康診断に要する経費でございます。

次のインターネットホームページ修正等委託料は、当課の高知の魚に関するホームページ「サカナチカラ コウチカラ」のコンテンツの維持管理などを委託するものでございます。

次の水産物消費拡大事業委託料は、土佐のおさかなまつりの開催や県産水産物の情報発信等に御協力いただいております県内の鮮魚店や飲食店などに配布するのぼりなどのPR資材の作成を委託するものでございます。

次の水産物食育推進事業委託料は、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、町の魚屋さんなどと連携して、小学校等で魚や漁業についての学習、魚のさばき方や料理実習を行うものでございます。

次の事務費は、当課の臨時職員1名の人件費、食品表示法に基づく水産物の表示の適正化や卸売市場法に基づく卸売市場の運営指導等に要する経費でございます。

5の水産加工振興事業費のうち、水産加工業高度化事業費補助金は、県内水産加工施設の衛生管理の高度化を推進するため、大日本水産会が実施しております加工施設への専門家の派遣やHACCP認定審査などに要する事業者の負担の軽減を図り、輸出に対応したHACCP導入を支援するものでございます。

次の水産物輸出促進事業費補助金は、産地加工した養殖魚の輸出の拡大を促進するため、漁協や水産加工事業者、養殖魚の販売商社などで組織いたします高知県養殖魚輸出促進協議会による国際見本市への出展や海外での商談会、国内外での信頼できるパートナー

探し、サンプル出荷等による相手国側の評価の取得やリードタイムの検証などの取り組みを支援するものでございます。

次の事務費は、当課が行います水産加工事業や輸出の支援に要する経費で、主な取り組みにつきまして御説明いたします。

まず、クラスターの関係でございますが、取り組みが先行しております幡多広域クラスターの宿毛・大月養殖ビジネス高度化プロジェクトと土佐清水市のメジカ加工ビジネス振興プロジェクトの2つの取り組みを支援してまいります。

次に、輸出につきましては、先ほど御説明いたしました高知県養殖魚輸出促進協議会の取り組みのサポートや輸出商社等を産地に招聘しての商材の磨き上げやマッチングを推進するための経費となっております。

さらに、このほか地域アクションプランや6次産業化に基づいて既に稼働しております水産加工事業者の販路開拓や衛生管理体制、生産体制の高度化などの支援に要する経費となっております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

まず、資料464ページをお願いいたします。

水産加工施設等整備事業費補助金は、水産加工施設を整備する民間企業を対象に、新たな支援制度を創設するもので、既存の企業誘致を支援いたします企業立地促進事業費補助金などを参考に制度設計をしたものとなっております。

まず、新たな支援制度創設の背景を御説明いたします。

議案補足説明資料の合併・流通支援課のインデックスがつきました7ページの資料をお願いいたします。

本県はブリやマダイを主体に全国でも屈指の養殖生産県でございまして、県内漁業生産額の約40%を占める非常に重要な漁業となっております。産業振興計画の取り組みがスタートいたしました平成21年度以降、水産加工施設の整備が進みまして、養殖魚を対象とした加工への取り組みも拡大しつつあるところでございますが、他県と比べますと、まだまだ産地加工体制は脆弱なものでございまして、多くが県外の大型の加工施設へ搬出されて加工しているというのが状況でございます。

県外のこうした加工施設は、輸出に対応した対米HACCPやEUHACCPなどの認証を取得しておりますが、県内にはこのレベルの認証を取得した加工施設はございません。

一方、養殖魚の国内市場は既に飽和状態にあると言われておりまして、水産庁は需要に見合った生産を促すため、ブリ類とマダイについて生産数量ガイドラインを設定し、毎年公表しておるところでございます。しかしながら、今後も人口の減少や高齢化、魚離れにより国内市場は縮小することが予想されておるところでございますが、一方では海外では

年々需要が増加しているという状況でございます。

こうした国内外の市場動向を踏まえまして、加工に適した養殖魚を県内で加工し、和食への関心が高まっております海外市場も視野に、販路を広げることは新たな雇用の場の確保のみならず、国内外への市場の広がりによりまして、魚価面へのプラス効果や養殖生産規模の拡大など、漁村や養殖生産者への波及効果は大きいものがあると考えておるところでございます。このため、養殖魚を主体とした産地加工体制を強化するため、民間企業による施設整備を支援する新たな支援制度を創設し、産地加工の推進、輸出の拡大を後押ししたいと考えております。

具体的な補助の仕組みにつきましては、資料右側でございます。補助の考え方は、基本補助率15%からスタートいたしまして、土地取得等で5%、初期投資額や新規雇用人数の要件を満たすことで5%をそれぞれ加算する仕組みとしております。ただし、支援の対象といたしまして、立地先の市町村が策定するクラスタープランに位置づけられた事業であることを要件に加えますとともに、新規雇用要件につきましては、15人以上といたしまして、そのうち3名までは立地企業の社員が県外から住民票の異動を伴い転入し、1年以上従事する場合はカウントすることとしております。

特別加算につきましては、水産独自の制度といたしまして、養殖魚の輸出拡大を促すことを内容とした輸出促進加算としておりまして、要件に応じて10%または20%を加算する仕組みとしております。要件は4つございまして、このうち（1）と（4）は必須、（2）と（3）はいずれかを満たすこととしております。（1）は初期投資額による区分、（4）は地域資源の使用割合による区分でございまして、（2）と（3）がそれぞれ輸出に関する要件となっております。（2）と（3）はいずれも養殖ブリまたは養殖マダイを含む2魚種以上の輸出を前提に、（2）では全体の製造品出荷額に占める輸出額の割合、（3）では輸出額全体の金額を要件とし、10%加算の例で見ますと、（2）は輸出額の占める割合が60%以上で、かつブリまたはマダイのいずれかの輸出額のそれぞれの出荷額に対して60%以上となること、（3）では10億円以上の輸出額で、かつブリまたはマダイのいずれかの輸出額の3億円以上という規定としております。20%加算では、（1）から（4）のそれぞれの要件のハードルが高くなっておることとございまして。

補助先は立地先の市町村で、別途雇用奨励金を支給することとしております。

なお、この輸出促進加算の分の補助金につきましては、達成状況を確認した後に支払うこととしておりまして、稼働開始から3年間で達成することを原則としております。しかしながら、自然災害等で原魚調達に重大な支障が生じた場合や急激な円高、相手国の輸入規制などにより、輸出を取り巻く需要環境が大きく変化することなども想定されますことから、最大でさらに3カ年の猶予期間を設定したいというふうに考えております。

さらに、この当該支援制度は、第3期産業振興計画の期間でございます平成31年度末ま

でとしております。

先般、新聞報道でもございました北海道函館に本社がございます株式会社道水が宿毛市で大型の水産加工施設を整備する計画を表明されました。養殖魚の加工施設と冷凍冷蔵施設を整備する内容で、自社の関連会社が大月町で養殖しておりますクロマグロや県産の養殖ブリ、マダイの前処理加工に加えて、宿毛湾で水揚げされますイワシ、アジ、サバの冷凍加工、さらに営業倉庫を内容とする事業計画となっております。投資額は約16億円、来年の秋ごろの稼働開始を目指してございまして、最終的には20人から30人の従業員を確保し、国内外への販売を視野に現在基本計画を策定しているところでございます。

今回、創設する支援制度では、35%の補助率に該当いたしますので、最初の資料446ページに戻りますけれども、雇用奨励金と合わせまして債務負担として5億7,545万5,000円をお願いしておるところでございます。

続きまして、資料②の727ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。資料727ページの下から2つ目の枠にございます高知県1漁協財務改善資金の利子補給でございます。こちらは平成24年に貸し付けいたしました高知県漁協への利子補給に係るものでございます。

以上で当初予算に係る説明を終わります。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

資料No.4の補正予算議案説明書の223ページをお願いいたします。

合併・流通支援課は33万4,000円の減額をお願いしております。

231ページをお願いいたします。

まず、歳出、右側の説明欄1人件費のうち、市町村派遣職員費負担金は、人事交流で須崎市から当課へ派遣された職員1名の人件費を負担するものでございます。

次の高知県1漁協支援事業費のうち、県1漁協財務改善資金利子補給金は、基準金利が計画を下回ったことに伴う減額となっております。

次の活餌供給機能強化事業費補助金でございますが、こちらはカツオ一本釣りの餌となります生きたイワシを蓄養して漁船に供給する黒潮町佐賀での取り組みにおいて、平成28年漁期が春漁、秋漁とも土佐湾周辺でのカツオの漁場形成が単発で、さらに県外餌場のカタクチイワシの不漁も重なったことから、餌の計画的な確保ができず、事業費が計画を下回ったため減額するものでございます。

3の水産物地産外商推進事業費は、国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センターによる鈴地区でのビジネスモデル実証化事業について、本県が受託した事業に要する経費のうち、補助職員の賃金や調査船の燃料費が見込みを下回ったことから減額するものでございます。

◎明神委員長 質疑を行います。



◎吉良委員 この補助金のスキームの中で、雇用のことですがけれども、当課なんかを含めて、正規とか非正規ということをも明記した部分があるんですけれども、これはどういうようなことになっていますか。

◎宮本合併・流通支援課長 まず、5%加算部分の新規雇用の15名以上の要件といたしましては、企業立地の支援のスキームと同じく、1週間の所定労働時間が20時間以上でかつ6か月以上の継続雇用という要件としております。

それから、別途支給いたします雇用奨励金につきましては、1週間の所定労働時間が30時間以上、かつ6か月以上の継続雇用という要件としております。

◎吉良委員 やっぱり期限つきになる。例えば、この3年間で期限つきじゃなくて、正規雇用を何名にするとかというような、そういうやり方もあるわけですがけれども、その辺についても、この場合は考えていなかったんですか。

◎宮本合併・流通支援課長 あくまでもこれは補助率の加算要件とあと雇用奨励金の支給要件でございますので、それとは別にできるだけ県といたしましては、正規雇用の形で従事、働く人をなるべく雇っていただきたいというお話は別途させていただかんとはいかんとは思っています。

◎吉良委員 1名につき100万円渡してよね、期限きたらというような不安定な雇用というのは、首肯をしかねるんですけれども、ぜひそういう正規に向けての努力を行うように株式会社道水のほうに話していくことも必要かと思うんですけれども、その辺についてはどうですか。

◎宮本合併・流通支援課長 こういう事業形態ですと、大きく分けまして、いわゆる管理をする側の正規職員と、実際の魚を加工する、切る、現場の従業員という2つに大きく分かれるんじゃないかと思えます。いずれにいたしましても、その中で管理する側はできるだけ正規職員と、従業員の中でも責任者、工場長とか、それぞれの部署で管理する職員を含め、できるだけ多く正規雇用化ということをお願いしたいと思えます。

◎吉良委員 実際その生産ラインにつくのが県内の県民ですので、そこに対する賃金を含め雇用形態をしっかりとしたものにしていく立場でやはりせまっていくべきだと思いますんで、今回はこういうことになっていますけれども、ぜひ業績がよくなってくるに従って、より強く要請していただくように要望しておきます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈漁港漁場課〉

◎明神委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎清岡漁港漁場課長 漁港漁場課の平成29年度当初予算と平成28年度補正予算について説明させていただきます。

資料No.②当初予算議案説明書の439ページをお願いいたします。

最下段の漁港漁場課分、平成28年度予算24億3,844万4,000円に対しまして、29年度予算は19億5,308万9,000円、対前年度比0.80となっておりますが、国の経済対策に対応しました補正予算、前回の議会で承認をいただきましたものでございますが、7億2,889万5,000円を考慮させていただいた場合、予算総額は26億8,198万4,000円となりまして、対前年度比では1.10となっております。

続きまして、465ページをお願いいたします。

歳入につきまして、節の区分で説明させていただきます。

(1) 漁港費負担金、(2) 漁港建設費負担金は、県の単独改良事業や国の補助事業に関する市町村負担金を受け入れるものでございます。

(2) の漁港施設使用料は、プレジャーボートの施設使用料と漁港施設の使用料収入でございます。

その下(3)の漁港施設災害復旧費負担金、(4)の漁港建設費補助金は、国の負担金、補助金を受け入れるものでございます。

続きまして、466ページをお願いいたします。

(16)の漁港漁場課収入は、繰越事業に関する市町村負担金や国の補助率差額の受け入れ、(5)の漁港漁場課収入につきましては、田ノ浦漁港の施設使用料、また宇佐漁港プレジャーボート施設指定管理者からの納付金などを受け入れるものでございます。

(3) 漁港単独改良債、(4) 漁港事業債は、県の単独改良事業、国の補助事業を執行するに当たりまして、一般単独事業債、一般公共事業債などの起債を借り受けるもので、下段の(3)水産施設災害復旧債も同様でございます。

続きまして、468ページをお願いいたします。

当課の歳出につきましては、右の欄で説明させていただきます。

最下段にございます6目漁港費のうち、1の人件費につきましては、管理を担当する職員と管理職員等4名分の人件費でございます。

次のページにかけての2の管理諸費は、漁港を適正に管理するための経費で、漁港内に放置されております沈廃船の処理費のほか、測量基準の世界測地系への変更にあわせ漁港区域の表示を変更するための測量費や田ノ浦漁港内にございます高度衛生管理施設の維持管理委託料、市町村漁港で沈廃船処理に必要な経費の一部を支援する補助金、またこれらの業務を執行するための旅費などを計上させていただきます。

同じ469ページになります。3の漁港維持修繕費では、漁港施設を適正に維持管理するために、航路、泊地のしゅんせつや漂着ごみの処理のほか、宇佐漁港で開催されます全国豊かな海づくり大会にあわせまして、道路面の段差解消などの既設構造物の修繕を行ってまいります。

また、4の漁港単独改良費では、漁港機能の利便性の向上や安全性の確保のために、国

の補助事業の対象とならない小規模な施設の改良として、突堤などの築造工事のほかに、同じく全国豊かな海づくり大会の開催に対応しました宇佐漁港での来賓者用の駐車場などの整備を行ってまいります。

同じく5の漁港調査費では、漁港での水揚げ高や漁船の利用状況、漁業者の人口動向などを把握するための委託費を計上しております。

6の滞在型・体験型観光推進事業費では、漁港での観光による地域活性化を図るため、体験型観光に特化したホームページの更新委託料を計上しております。

7のプレジャーボート対策事業費では、秩序ある漁港利用を図るため、係留状況の巡回調査などを地元漁協に委託する経費、照明や老朽化したタラップ、浮き棧橋などの補修工事費、これらのほか、漁港の適正利用を指導するための非常勤職員の人件費などを事務費として計上しております。

続きまして、470ページをお願いいたします。

7目漁港建設費につきましては、1の広域水産物供給基盤整備事業費、2の地域水産物供給基盤整備事業費では、南海トラフ地震などの災害時の緊急物資の輸送や復旧・復興の拠点となります防災拠点漁港、室戸岬、佐賀、清水漁港での岸壁の耐震強化や沖防波堤などの補強を行うとともに、水産物の生産拠点であります野根漁港での沖防波堤の整備を行ってまいります。

また、市町村が管理いたします春野漁港など5地区で漁港施設の機能強化や老朽化対策のための機能保全計画の策定や保全工事などの支援も行なってまいります。

3の水産基盤ストックマネジメント事業費では、県が管理しております三津漁港など17漁港で防波堤や岸壁など老朽化対策としての延命化工事に加えて、今年度から新たに国の補助事業として採択となりました航路、泊地などの水域の機能保全計画の策定を行ってまいります。

4の漁港漁場機能高度化事業費では、室戸市の羽根漁港、大月町の橘浦漁港で護岸や物揚げ場の整備に対する支援を行ってまいります。

5の漁業集落環境整備事業費では、土佐市の宇佐、黒潮町の佐賀の2地区で生活環境の改善に向けた雨水排水路や津波避難施設などの整備に対する支援を行ってまいります。

6の漁港環境整備事業費では、窪津漁港で都市漁村交流による地域活性化を図るため、老朽化の著しい既存の休憩施設のリニューアル、また7の漁港高度利用促進対策事業費では、赤岡漁港で漁獲物の水揚げの軽量化を図るための浮き棧橋の設置などを行ってまいります。

8の広域漁場整備事業費では、平成30年度に更新予定となります安芸沖の黒潮牧場14号、それと中芸沖の17号に関する概略の設計を行います。

予算の最後になります。471ページをお願いいたします。

1の漁港施設災害復旧事業費は、平成29年度に災害が発生した場合、早急に対応ができるように緊急に必要な経費を計上させていただいております。

以上で当初予算に関する説明を終わらせていただきまして、続きまして平成28年度補正予算について説明させていただきます。

資料No.④補正予算の議案説明書の223ページをお願いいたします。

予算総括表のうち、漁港漁場課の補正予算につきましては、177万3,000円の減額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、232ページで説明させていただきます。

下段の右側の説明欄をごらんください。

6目漁港費のうち、1管理諸費では、今年度から新たに創設しました市町村管理漁港沈廃船処理推進事業費補助金につきまして、市町村担当者による所有者に対する啓発活動、所有者不明船の所有者探索が進み、当初予定していた以上に香南市で2隻、須崎市で20隻と所有者による自主撤去が進み、また沈廃船処理につきましても、所有者探索が困難な産業廃棄物化したものにつきまして、室戸市で5隻、黒潮町で3隻を処理することとしまして、今年度の処理状況に合わせて減額補正をお願いするものでございます。

最後に、繰越明許費について御説明させていただきます。

233ページをお願いいたします。

7目漁港建設費の追加分について説明させていただきます。

漁港漁場機能高度化事業におきまして、室戸市の羽根漁港、大月町の橘浦漁港において、護岸、物揚げ場のブロック製作ヤードの利用調整に時間を要したこと、漁業集落環境整備事業費では、土佐市の宇佐、竜、井尻地区で用地交渉において相続関係者との協議調整に時間を要したこと、また漁港環境整備事業費では、窪津漁港で老朽化した休憩所のリニューアルに向けまして、地元住民との調整に時間を要したこと、また漁港高度利用促進対策事業費では、宇佐漁港での航路、泊地のしゅんせつ土砂の陸上処理につきまして、海上保安部などとの調整に時間を要したこと、これらの理由によりまして、複数の地区で繰り越しが新たに発生したものでございます。

なお、最下段の市町村事業指導監督事務費につきましては、先ほどの市町村工事2事業が遅延したことにより繰り越しを行うものでございます。

続きまして、234ページをお願いいたします。

国の補正予算対応のために繰越承認手続を経ました事業につきまして、一部内容に変更が生じたので、今回この場で説明させていただきます。

広域水産物供給基盤整備事業費では、室戸岬漁港で消波ブロックの据えつけ作業に使用します大型起重機船の手配に日数を要したこと、地域水産物供給基盤整備事業費では、野根漁港でケーソン製作用の浮きドックの手配、宿毛市の栄喜漁港で倉庫の移転に関しまし

て関係者との協議調整に時間を要したこと、また水産基盤ストックマネジメント事業では、宇佐漁港などで工事箇所が漁港内での整備となりますことから、工事期間内の代替施設での係留方法の調整に時間を要したこと、広域漁場整備事業費では、黒潮牧場の改修、再設置につきまして、海上保安部との海上での作業内容の調整に時間を要したこと、これらの理由によりまして繰越明許費を変更させていただくものでございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 減額補正の中でありました市町村管理の漁港での沈没船の処理推進で、自主撤去されてその分予算が執行されんというのは、それはそれでいいことだとは思いますが。そんな中で市町村の関連の事業費補助金は今年度に比べて来年度は、当初予算そのものは大分減額されていると、一方で県がやっている沈没船等処理委託料は増額されていると思うんですけども、大体の把握ですよね、数的に今どれだけのものが処理されるべきものとして把握されているかというのを。

◎清岡漁港漁場課長 最初に質問のございました市町村管理漁港につきましては、27年度に調査しておりまして、その1年後、28年の11月にもう一度調査をいたしました。その内容でいきますと、27年度調査では、所有者不明船が225隻ございましたものが、昨年度再調査いたしますと、160隻に減っております。そういうことで、市町村の分につきましては、減額をさせていただいております。

それと県の分でございますが、調査するたびに増加しております。当初8隻ぐらいを予定しておりましたが、今回31隻の不明船が出てきたということで、急遽増額をお願いしております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で水産振興部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎明神委員長 続いて、水産振興部から1件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにします。

第3期産業振興計画水産分野の平成29年度改定のポイント等について、水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 それでは、第3期産業振興計画29年度の改定のポイントについて御説明をいたします。

水産振興部の青いインデックスのつきました報告事項の資料をお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。A3の横に折り込んでいるものでございます。

水産分野では、第3期計画の1年目の本年度と同様に、担い手の育成・確保を含めます生産、それから加工・流通、そして漁村の4つの大きなくくりの中で5つの戦略の柱を立てて取り組みを進めております。

戦略の柱ごとに新たな取り組みやこれまでの取り組みを拡充したものに付きまして、部長の総括説明や各課の29年度予算の説明とも重複をいたす部分もございますので、私のほうからは全体概略ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、戦略の柱1、漁業生産の構造改革でございますが、こちらは沿岸漁業や養殖業の振興についての取り組みを整理いたしております。

(1)の効率的な沿岸漁業生産体制への転換では、一番上の設備投資への支援につきましては、先ほど御説明もありました国の漁船リース事業を活用して、漁船の取得を支援していくものでございます。

一番下の法人等の参入促進では、養殖業への新規参入や既存の養殖業者の規模拡大への支援を行うとしております。

(2)の養殖の取り組みにつきましては、クロマグロの人工種苗生産の事業化、こちらを支援していきたいと考えております。

次に、右に行きまして、戦略の柱の2、担い手の育成・確保でございます。

まず、(1)の担い手の育成では、漁村でのさまざまな情報をパッケージ化して提案をし、漁村での多様な担い手を確保していくということでございます。

(2)の就業時における支援は、先ほどの(1)で御説明いたしました設備投資・漁船取得への支援でございます。

さらに、その下の戦略の柱3、加工の部分でございます。先ほど合併・流通支援課の説明でもございましたように、宿毛市での民間企業による養殖魚の産地加工への参入を支援いたしまして、養殖魚の産地加工を核としたクラスターの形成につなげていきたいと考えております。

さらに、その左の流通でございます。④流通・販売の強化では、引き続き高知家の魚応援の店やさかな屋高知家などを活用した外商活動を強化していきます。中でも一番上にあります高知家の魚応援の店との取引の拡大では、さらなる登録店舗の拡大と取引の拡大を図っていきたいと考えております。

また、真ん中の下側の加工と流通にまたがりました輸出の促進のところでございますが、本年度実施をいたしました市場調査などをもとに、来年度は取引につながる可能性の高い香港やベトナムでの見本市や展示会に出展するなど、本年度の取り組みで構築をいたしました商社や飲食店などとのネットワークを活用して販路の開拓に取り組んでまいります。

そして、一番左の戦略の柱5、活力のある漁村づくりでは、高齢者や女性の活躍の場づくりといたしまして、高齢者などでも操業のしやすい近場への投石による漁場づくりなどへの支援、さらには交流人口の拡大では、本年度から取り組みを始めております遊漁振興や土佐市宇佐のアサリ資源の回復に向けた取り組みなどによりまして、交流人口の拡大を

図り、漁村の活性化につなげていきたいと考えております。

こうした取り組み全体を通じまして、生産から加工・流通に至る水産業クラスターの形成を目指していきたいと考えております。

なお、こちらの資料につきましては、本年1月に開催をいたしました産業振興計画フォローアップ委員会及び同委員会の水産業部会でも御説明をさせていただいているものでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

こちらにございますように、水産業部会の委員の皆様からは、それぞれ御意見を賜っております。

まず、漁業生産の構造改革におきましては、操業区域や漁船エンジンの性能などの制限がある許可漁業の規制緩和が必要ではないか。担い手の育成・確保では、外国人研修生の受け入れの検討や地元の後継者確保対策として、県内高校への出前授業の検討をはいかがでしょうか。さらに、流通販売では、流通現場は速いスピードで変化をしているため、最新の生の情報を踏まえた計画の策定や実行が必要ではないかといった御意見をいただいております。

また、クロマグロ人工種苗の事業化に向けた取り組みに期待をする。あるいは、遊漁は漁村にお金が落ちる取り組みであるので期待をするといったような御意見もいただいております。

こうした御意見も踏まえまして、今後も取り組みを進めてまいりたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で水産振興部を終わります。

それでは、お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案13件、条例その他議案4件について、これより採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、採決を行います。

第1号平成29年度高知県一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算から第16号平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算まで、以上6件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、以上6件の議案を一括採決します。

第11号議案から第16号議案まで、以上6件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第11号議案から第16号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号平成28年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算から第33号平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算まで、以上4件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以上4件の議案を一括採決します。

第30号議案から第33号議案まで、以上4件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第30号議案から第33号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第53号高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)



◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第53号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第59号県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第59号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第60号県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第60号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第61号県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第61号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

議発第1号高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、議発第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

（執行部退席）

#### 《意見書》

◎明神委員長 次に、「意見書」を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、ニホンウナギ資源の適正な管理と持続的な利用に関する意見書（案）が自由民主党、県民の会、公明党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 小休します。

( 小 休 )

◎ うちは大丈夫です。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、カツオ資源の実効ある管理措置の強化に関する意見書（案）が、自由民主党、県民の会、公明党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 小休します。

( 小 休 )

◎ これも一緒にさせてもらいます。

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、13日、14日の委員会は休会とし、15日水曜日の13時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これで本日の委員会を閉会いたします。

(15時8分閉会)